

南魚沼市人権教育・啓発推進計画



平成 26 年 6 月



南魚沼市

はじめに

南魚沼市は、「人」「自然」「ものづくり」の大切さを憲章に謳い、人権尊重のまちづくりを推進しております。

しかし、同和問題、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国籍の人などの人権に関する数多くの課題が依然として存在しております。また、近年になってインターネットなどを利用した新たな人権侵害行為も発生しております。こうした様々な人権課題を克服するためには、私たち一人一人が自分自身の問題として受け止め、人権について、もう一度しっかり理解し、考えることが大変重要であると認識しております。

このようなことを背景に、この度実施いたしました「人権に関する市民意識調査」の結果を踏まえ、当市総合計画の中に位置づけられている人権尊重社会実現に向けた基本的な考え方、各分野の現状と課題、それに対する取組などに関する施策を総合的かつ効果的に推進するための指針として「南魚沼市人権教育・啓発推進計画」を策定いたしました。

今後、当市はこの推進計画に沿って、すべての人々が、あらゆる場や機会において、人権・同和教育を享受できるよう取組を進めるとともに、より一層の啓発推進に努めたいと考えております。

最後になりますが、この推進計画策定にあたり、ご尽力いただきました策定委員会委員の皆様をはじめ、市民意識調査にご協力をいただきました市民の皆様、及び関係者の皆様に心より感謝申し上げますとともに、円滑な人権教育・啓発推進に向け、今後とも一層のご協力をお願い申し上げます。

南魚沼市長

井口一郎

目次

第1章	計画について	1
1	計画の趣旨	1
2	人権をめぐる世界の動き	2
3	国や県の取組・方向性と社会的背景	3
4	市の施策全体の中での位置づけ	4
5	計画の検証と期間	5
第2章	市民意識調査の結果に見る現状と課題	6
1	市民意識調査の結果概要	6
2	市民意識調査から示される現状と課題	16
第3章	あらゆる場面や機会での計画の推進について	19
1	人権教育の現状と課題	19
2	人権啓発の現状と課題	20
3	人権教育・啓発の施策と基本的方向	21
第4章	各分野における計画の推進	24
1	女性の人権	24
2	子どもの人権	26
3	高齢者の人権	29
4	障がい者の人権	32
5	外国籍の人々の人権	36
6	同和問題	38
7	インターネットを介した人権侵害	42
8	感染症患者等の人権	44
9	犯罪被害者やその家族の人権	46
10	北朝鮮により拉致された被害者の人権	48
11	その他さまざまな人権	50

第5章	計画の推進体制	55
1	庁内の推進体制	55
2	関係機関等との連携	56
資料編		57
1	南魚沼市人権教育・啓発推進計画策定委員会名簿	57
2	計画策定の経緯	58

第1章 計画について

1 計画の趣旨

人が人らしく生きる権利、いのちと自由を確保し、幸せを求める権利、そして、すべての人が生まれながらに持つ権利、それが人権です。

しかし、人権が侵害される問題は後を絶ちません。また、社会情勢や時代の変化の中で新たな問題が生じ続けています。

人権問題は、決して被害を受ける人々が存在することで起こるものではありません。人権問題は、差別や偏見など、人権を侵害する考えと行動によって起きるものです。このことを私たちは強く認識しなければなりません。

そして、どのような場面に直面しても、正しく理解し、互いを思いやり、誤った理解を正す勇気を持たなければなりません。

南魚沼市では、市民一人一人が安心していきいきと暮らせるまちづくりを目指し、2006（平成18）年に、「自然・人・産業の輪で築く 安心のまち」を将来像とする「第1次南魚沼市総合計画」を策定しました。そして、その将来像実現のための基本理念の一つを「人の輪で支えあう安心のまち」として、互いの人権を尊重し、支えあいながら、ともに暮らす社会の実現を目指す、人権尊重のまちづくりを推進しています。

このようなまちづくりの推進には、市民一人一人が人権について正しく理解し、行動することが必要です。そして、その基盤となる人権教育・啓発が強く求められます。

南魚沼市人権教育・啓発推進計画（以下 本計画）は、子どもから大人まで、すべての市民が互いの人権を尊重し、正しい理解と行動を身につけることで、あらゆる差別や偏見を許さない、人権尊重のまちづくりを力強く推進するための基盤となる人権教育・啓発の指針として策定するものです。

2 人権をめぐる世界の動き

二度にわたる世界大戦を経験し、これを防ぐことができなかった国際連盟の反省を踏まえた新たな国際機構として、1945（昭和20）年に国際連合（国連）が発足しました。国連は、国際平和と安全を維持するとともに、諸国間の友好関係を発展させ、経済的、社会的、文化的、人道的な性質の問題や、人権に関する国際協力を達成することを目的としており、1948（昭和23）年の国連総会では「すべての人民とすべての国が達成すべき共通の基準」として「世界人権宣言」が採択されました。この宣言によって、世界の平和を実現するためには、各国が協力して人権を守る努力をする必要があるということが明らかにされました。

そして、世界人権宣言の実現のために、「国際人権規約」をはじめ、「人種差別撤廃条約」「女子差別撤廃条約」「拷問等禁止条約」「児童の権利条約」「強制失踪条約」などの人権条約の発効や、人権に関する各種の宣言、国際年を定めるなどといった取組がされています。

このような中、1994（平成6）年の国連総会において、1995（平成7）年から2004（平成16）年までの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることが決議されました。この決議は各国において、「人権という普遍的な文化」が構築されることを目指したもので、そのための行動計画が採択されました。行動計画では、あらゆる学習の場における人権教育の推進、マスメディアの活用、世界人権宣言の普及など5つの主要目標が掲げられており、各国には国内行動計画を定めることが求められました。

その後、「人権教育のための国連10年」の終了を受け、2004（平成16）年の国連総会において「人権教育のための世界計画」が採択されました。この計画では、終了の時限を設けずに3年ごとに特定の分野や問題に焦点を当てた行動計画を策定することが求められています。

また、2006（平成18）年には、国連における人権問題への対処能力強化のために、従来の人権委員会に代わる人権理事会が設置され、人権問題への取組がより強く進められています。さらに、2011（平成23）年には国連総会において、すべての人が人権と基本的自由について知り、情報を求め、手に入れる権利を有し、人権教育と研修へのアクセスを有するべきであるとする「人権教育と研修に関する国連宣言」が採択されました。この宣言では、教育を受ける側だけでなく、それを推進する側の研修についても示され、国際社会への強力なメッセージとして発せられています。

このような国際的な条約や宣言等に基づく取組は、国や新潟県、南魚沼市に課せられた義務であり、市民一人一人が身につけるべき、人権への正しい理解と行動の基礎となるものです。

3 国や県の取組・方向性と社会的背景

日本では、基本的人権の尊重を三大原則の一つとする日本国憲法のもと、さまざまな分野において、人権が尊重される社会の形成に向けた取組が進められています。また、「国際人権規約」をはじめとする人権条約の批准や「人権教育のための国連10年」の国連決議を受けた国内行動計画の策定など、国際社会の一員としての取組が進められてきました。

日本固有の人権問題である同和問題への取組は、1969（昭和44）年に制定された「同和対策事業特別措置法」等によって、各種の施策が推進されました。その後、1996（平成8）年には「人権擁護施策推進法」が制定され、これに基づく人権擁護推進審議会による審議が行われました。2000（平成12）年にはこの答申を受けて「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定されました。この法律には、人権教育・啓発の推進についての国と地方公共団体の責務、国民の責務、人権教育・啓発に関する施策を計画的に推進することなどが示され、人権教育は「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」、人権啓発は「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く）」と定義されています。この法律を受けて、2002（平成14）年には「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

新潟県では、同和教育を中核とした人権教育を推進するため、1978（昭和53）年に「同和教育基本方針」が制定されました。その後、国の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」で規定された人権教育・啓発にかかる施策の策定とその実施についての地方公共団体の責務に基づき、2004（平成16）年に県としての総合的な取組推進のための「新潟県人権教育・啓発推進基本指針」、2010（平成22）年に「新潟県人権教育基本方針」が策定されました。

本計画は、このような国際的な動き、国や新潟県の計画及び指針・方針などを踏まえて策定するものです。

4 市の施策全体の中での位置づけ

本計画は、市民一人一人が人権を尊重した考えを持ち、行動をとることができる社会の実現を目指し、さまざまな場面や機会において人権教育・啓発を積極的に推進していくために策定したものです。

2006（平成18）年に策定した「第1次南魚沼市総合計画」では、「共感と共生のまちづくり」を教育・文化政策の基本的施策の一つと位置づけ、人権擁護委員^{*1}による人権相談業務の充実や人権啓発ネットワークの整備拡充などによって人権教育・啓発を進める「人権尊重のまちづくりの推進事業」、社会のあらゆる場面において男女が互いの人格や生き方を尊重しあう「男女共同参画プラン推進事業」を主要事業として掲げています。

学校教育においては、人権に関する正しい知識と理解を深める教育を推進しており、2011（平成23）年に策定した「南魚沼市教育基本計画」では、目標とする子どもたちの5つの姿の一つとして「正義を尊び、勇気をもって行動する子ども」を掲げ、いじめの根絶運動と人権教育の推進をその主要な取組としています。

子育てや福祉においては、2010（平成22）年に、子どもたちの育成支援のための行動計画「子そだて 親そだち レインボー・プラン」（南魚沼市次世代育成支援行動計画）、市民の誰もが安心していきいきと暮らせるまちづくりの実現に向けた「第2期南魚沼市地域福祉計画」、すべての市民が地域で生涯安心して暮らせるまちづくりの実現を目指す「南魚沼市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、障がい者^{*2}の自立と皆が共生するまちづくりの実現を目指す「南魚沼市障がい者計画・障がい福祉計画」などの計画を策定しました。

さらに、2012（平成24）年に、男女共同参画社会の実現に向けた「第2次南魚沼市男女共同参画基本計画」、2013（平成25）年に、震災・風水害・原子力災害時の防災対策を示す「南魚沼市地域防災計画」などの計画を策定しました。

このように、各行政分野で役割を担い、人権に配慮した施策を計画的に推進しています。

しかし、「南魚沼市 市民の声アンケート」^{*3}（第1回2009（平成21）年・第2回2012（平成24）年実施）の結果を見ると、「それぞれのまちづくりの取組が進められていると思いますか」（現状の評価）について、「人権尊重や男女共同参画の意識が高いまち」を「そう思う」または「まあそう思う」とした人の割合は、第1・第2回ともに約17%でした（第1回は17.1%、第2回は17.0%・全33項目で設定）。また、「今後、特に南魚沼市が力を入れて取り組むべきことはどれですか」（今後の必要性）について同項目を選択した人の割合は第1・第2回ともに約4%でした（第1回は4.0%、第2回は3.9%）。

このように、「人権尊重や男女共同参画の意識が高いまち」に対する市民による現状の評価と今後の必要性の認識はいずれも比較的低く、市として取り組む必要性和ともに、その背景の周知に努める必要性が示されました。

本計画は、このような南魚沼市の現状や施策の方向性を踏まえながら、各分野における諸計画との整合性を図るとともに、人権問題と課題を総括して扱い、市として人権教育・啓発をさらに効果的に推進するための計画と位置づけられます。

5 計画の検証と期間

本計画は、2014（平成26）年度から2023（平成35）年度までの10か年の計画とします。

また、本計画の実施状況や社会情勢の変化、新たな人権課題、国や新潟県における法律や制度の変更などに応じた弾力的な推進を図るため、計画期間の中間年にあたる2018（平成30）年を目途に、計画の中間見直しを行うこととします。

本計画の着実な推進のため、市民の意識の変化や取組の成果把握のための市民意識調査を計画の見直し時に併せて行い、これによって得られる以下の値を評価の指標として設定します。

指 標	現 状 2013年度 (平成25年度)	目 標 2018年度 (平成30年度)
指標1：人権問題への関心度の向上	481.6%	582%
市民意識調査で各人権問題について関心がある割合の合計値 (「人権問題には関心がない」を除く20項目それぞれにおける「関心がある」割合の合計値)		
指標2：市民の前向きな意向の醸成	63.7%	70%
市民意識調査で「今よりもさらに人権が守られる」社会をつくるために、自ら考え、行動したいと思う割合 (「そう思う」「どちらかというと思う」の合		

※1 人権擁護委員：人権擁護委員法に基づいて、人権相談を受けたり、人権の考えを広める活動をしている民間ボランティア。市町村長の推薦により、法務大臣から委嘱される。南魚沼市では12名の人権擁護委員が活動している（2014（平成26）年2月末現在）。

※2 「障がい（者）」の表記：国や新潟県などでは、「障害」や「障害者」の表記が多く使われているが、本計画では「第1次南魚沼市総合計画」に準じて「障がい」や「障がい者」と表記する。そのため、本計画の文章等の中で「障害」と「障がい」が混在する場合がある。

※3 南魚沼市 市民の声アンケート：南魚沼市のまちづくりの点検・見直しを行うとともに今後の目指すべき方向性や市民のニーズを把握するために、第1回を2009（平成21）年、第2回を2012（平成24）年に行った。住民基本台帳から20歳以上の男女を第1回では2,000人、第2回では2,500人を対象として無作為抽出して実施。回収率は第1回50.5%、第2回44.8%。

第2章 市民意識調査の結果に見る現状と課題

1 市民意識調査の結果概要

本計画の策定に先立ち、その基礎資料とすることを目的に、人権に関する市民意識調査を実施しました。

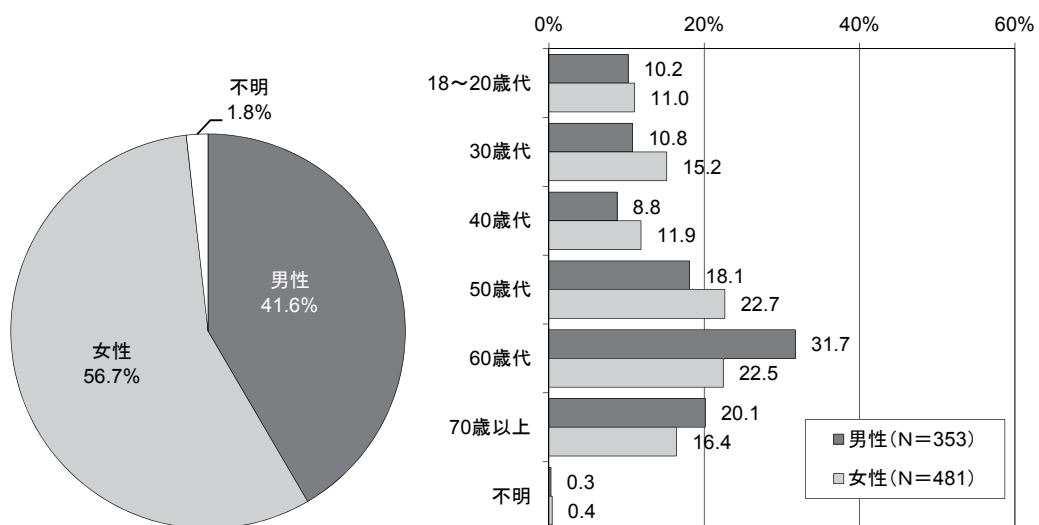
調査名	人権に関する市民意識調査		
対象	2012（平成24）年12月末日現在、住民登録されている満18歳以上の南魚沼市民2,000人を住民基本台帳から無作為抽出		
発送・回収	郵送による調査用紙の発送・回収		
日程	発送／2013（平成25）年1月7日（月）	回収／同年1月25日（金）	
回収数	849件（回収率42.5%）		

・図表中の項目について、表記を一部省略しています。また、集計結果は小数点第二位を四捨五入し、構成比率（%）で小数点第一位まで表示しているため、表示された構成比の合計が100%にならない場合があります。

・図表中の「N」は、各設問の回答者数を示します。

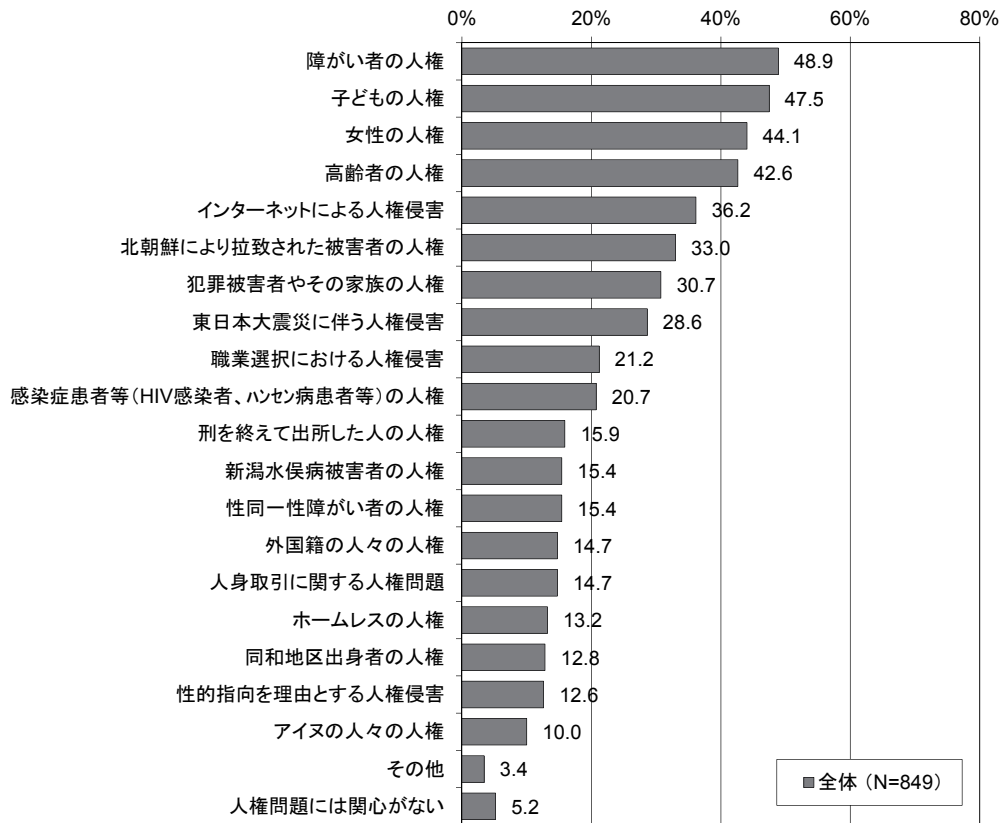
回答者の性別・年代

- 性別は、女性が約6割、男性が約4割
- 年代は、男性は60歳代が最も多く、女性は50歳代・60歳代が同程度に多い



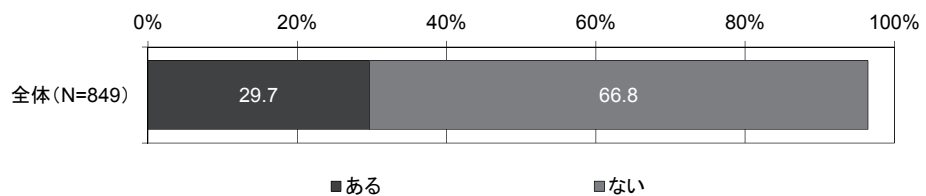
(1) どのような人権問題に関心がありますか（いくつでも選択）

- 「障がい者」「子ども」「女性」「高齢者」の人権問題への関心が高い
- 「人権問題には関心がない」を除く 20 項目の合計値は 481.6%



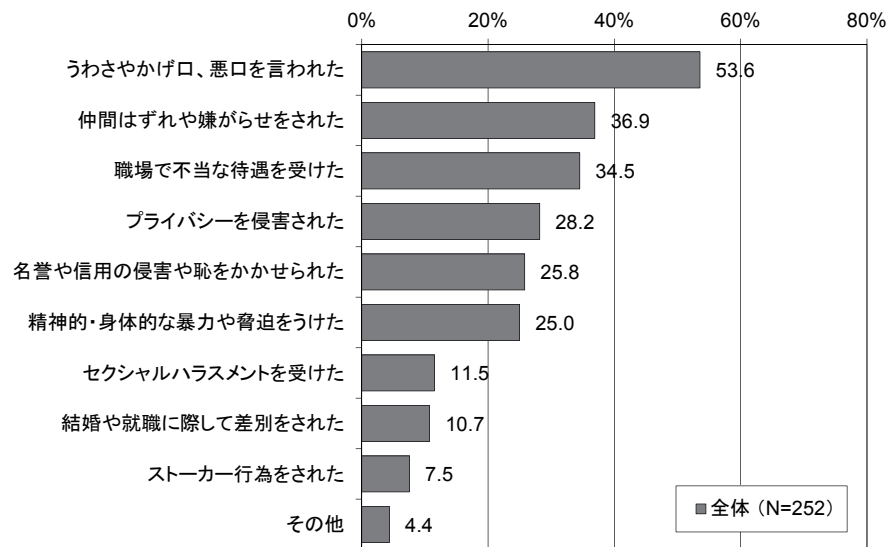
(2) 「自分の人権が守られていない」と思ったことがありますか（1つだけ選択）

- 自分の人権が守られていないと思ったことがある人が約3割



(3) 「自分の人権が守られていない」と思ったのは、どのようなことですか
 (いくつでも選択 (2) で「ある」と回答した人 252人)

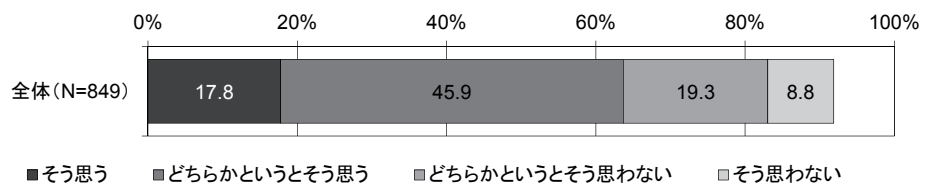
● 「うわさやかげ口、悪口を言われた」が5割以上で特に高い



(4) 「今よりもさらに人権が守られる」社会をつくるために、自ら考え、行動したいと思いますか
 (1つだけ選択)

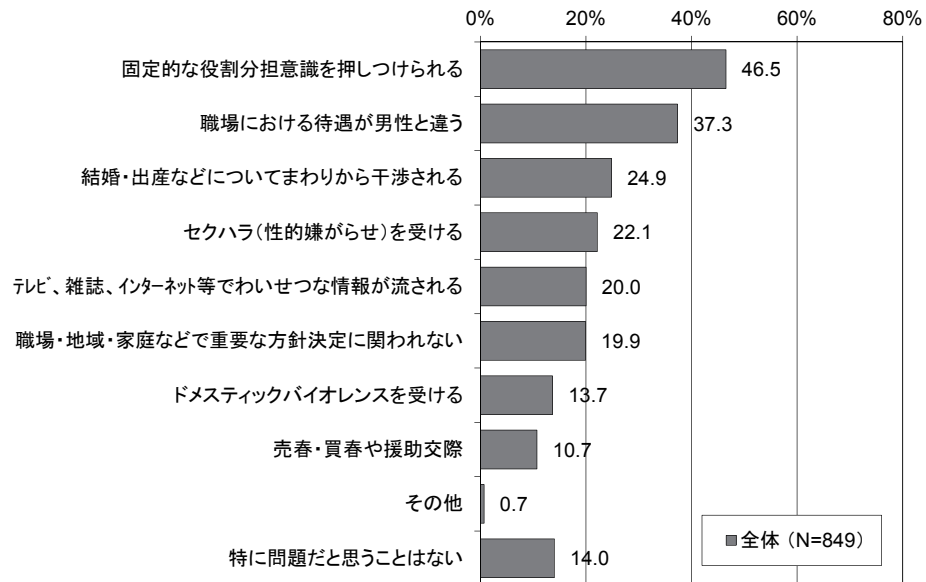
● 「どちらかというと思う」が4割以上で最も高い

● 合計で「そう思う人」は6割以上 (63.7%) で、「そう思わない人」を大きく上回る



(5) 「女性の人権が守られていない」と特に感じること（3つまで選択）

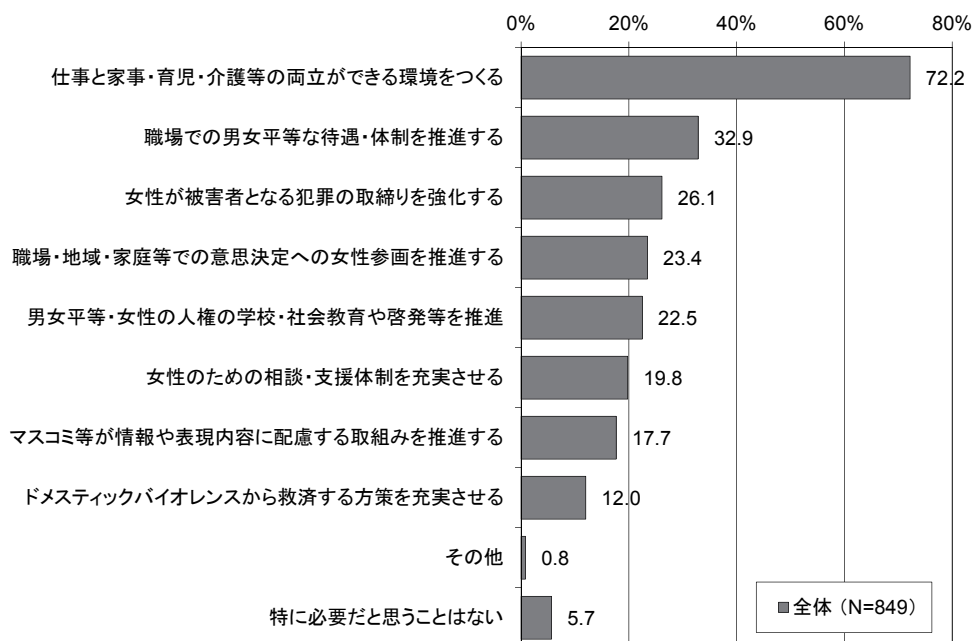
- 「固定的な役割分担意識*を押しつけられる」が4割以上で最も高い
- 次いで「職場における待遇が男性と違う」が約4割
- 「特に問題だと思わない」が1割以上



※ 固定的な役割分担意識：「男は仕事、女は家庭」「女性は〇〇すべき」のように、性別を理由として役割を固定的に分ける考え方。

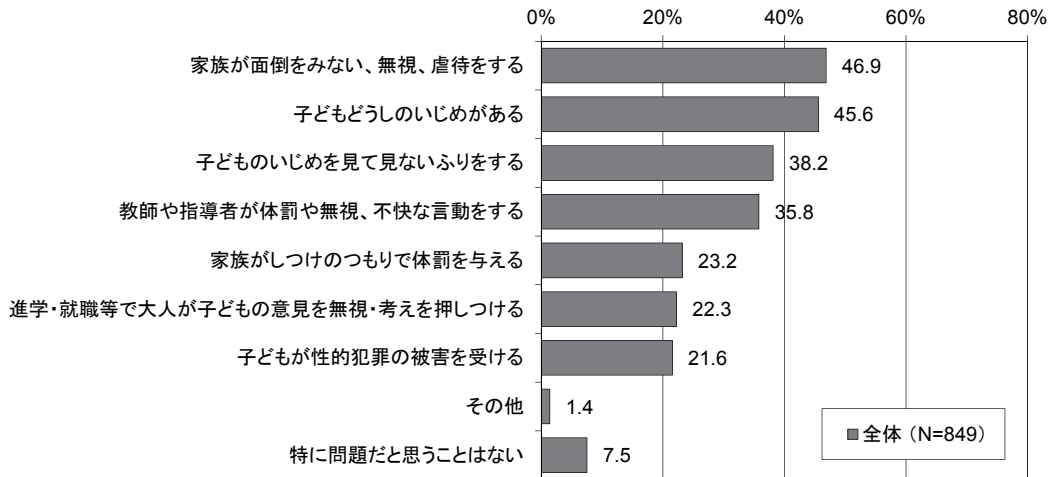
(6) 「女性の人権が尊重されるために」特に必要だと思ふこと（3つまで選択）

- 「仕事と家事・育児・介護等の両立ができる環境をつくる」が7割以上



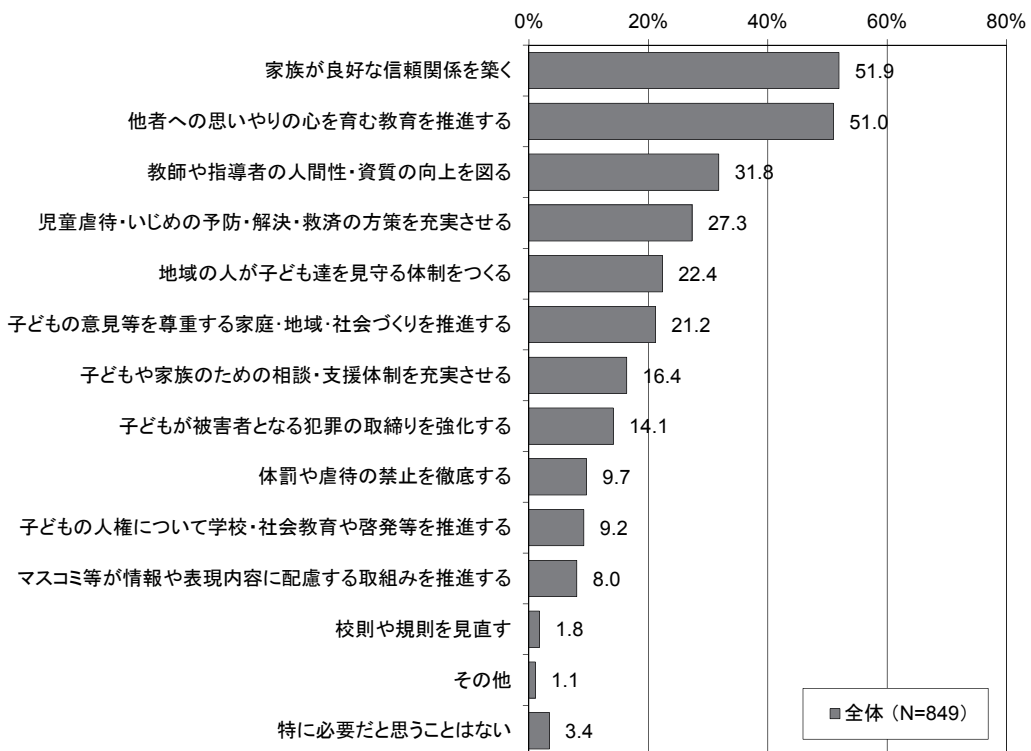
(7) 「子どもの人権が守られていない」と特に感じること (3つまで選択)

● 「家族が面倒をみない、無視、虐待をする」「子どもどうしのいじめがある」が4割以上で高い



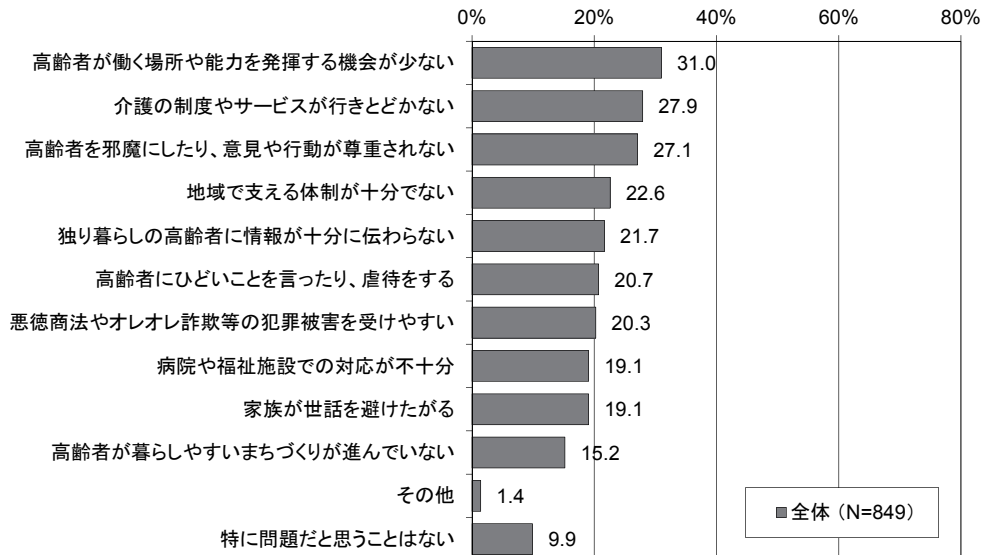
(8) 「子どもの人権が尊重されるために」特に必要だと思うこと (3つまで選択)

● 「家族が良好な信頼関係を築く」「他者への思いやりの心を育む教育を推進する」が5割以上で特に高い



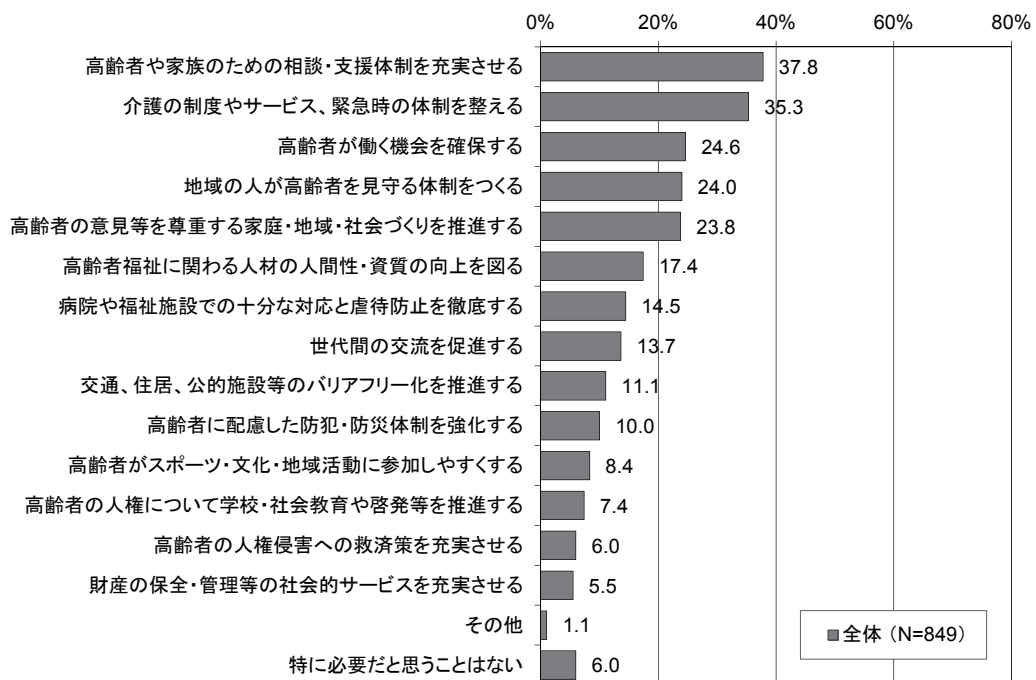
(9) 「高齢者の人権が守られていない」と特に感じること (3つまで選択)

- 「働く場所や能力を発揮する機会が少ない」「介護の制度やサービスが行きとどかない」「邪魔にしたり、意見や行動が尊重されない」が約3割で高い
- 「特に問題だと思わない」が約1割



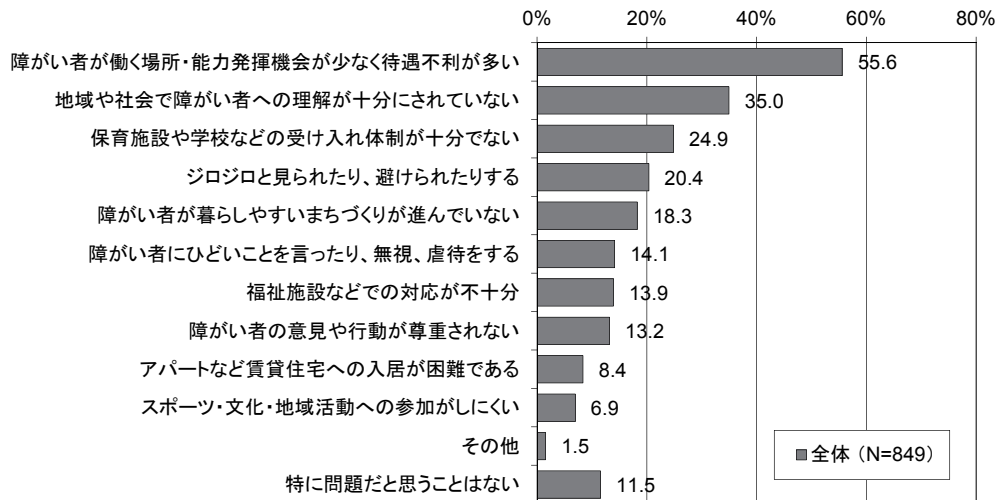
(10) 「高齢者の人権が尊重されるために」特に必要だと思うこと (3つまで選択)

- 「高齢者や家族のための相談・支援体制を充実させる」「介護の制度やサービス、緊急時の体制を整える」が約4割で高い



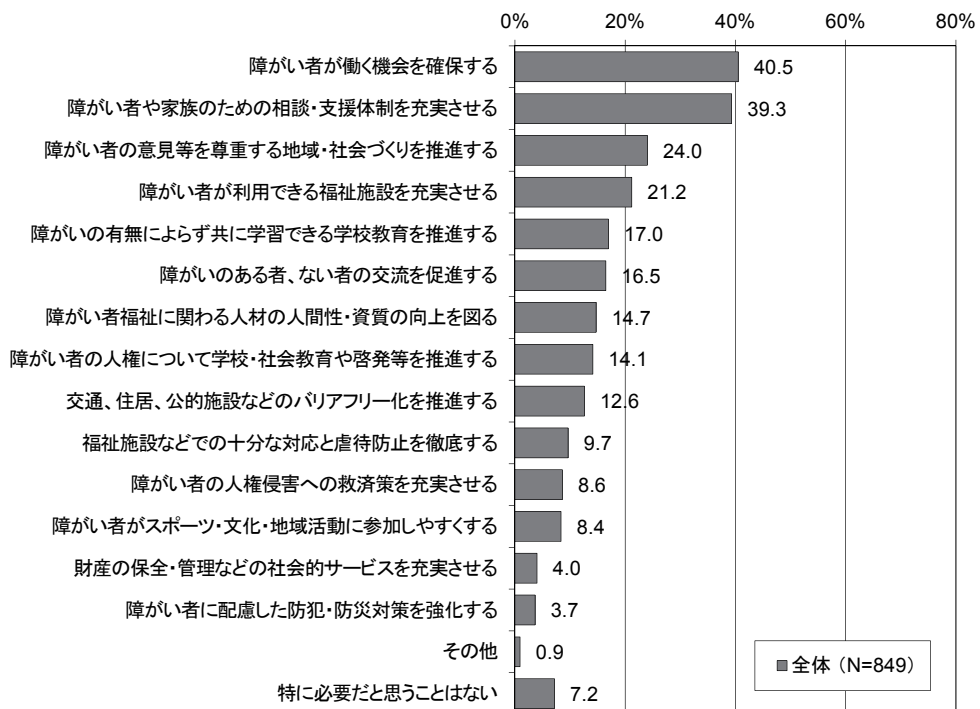
(11) 「障がい者の人権が守られていない」と特に感じること（3つまで選択）

- 「働く場所・能力発揮機会が少なく待遇が不利なことが多い」が5割以上で特に高い
- 「特に問題だと思わない」が1割以上



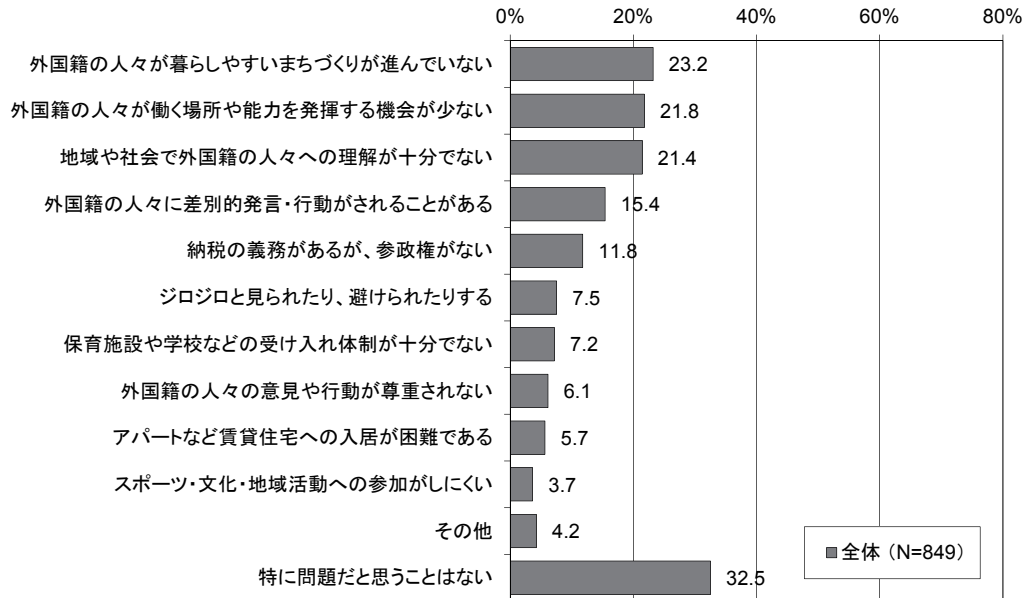
(12) 「障がい者の人権が尊重されるために」特に必要だと思うこと（3つまで選択）

- 「障がい者が働く機会を確保する」「障がい者や家族のための相談・支援体制を充実させる」が約4割で高い



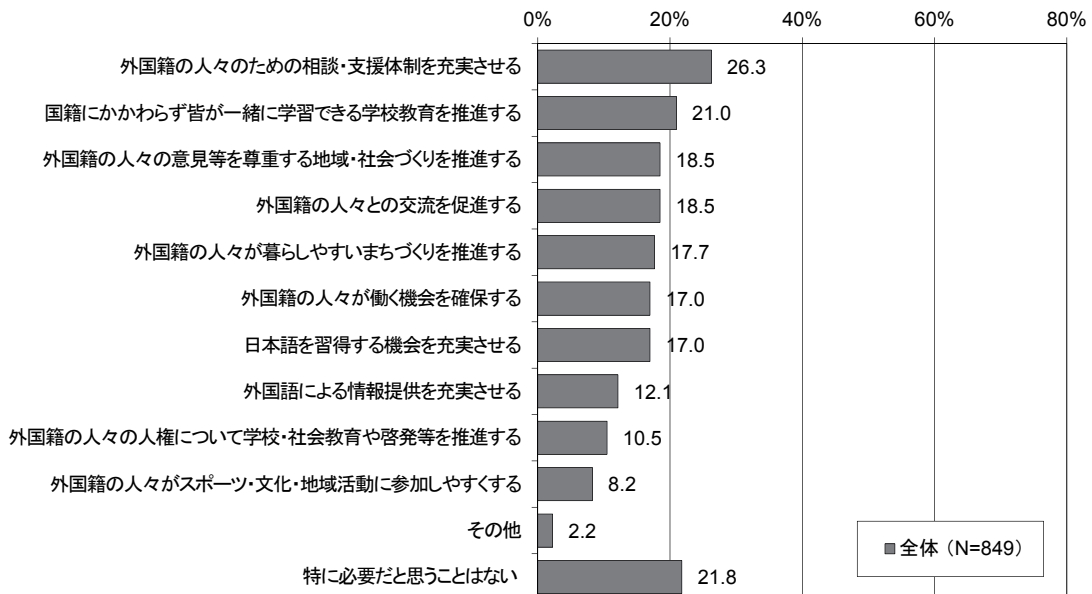
(13) 「外国籍の人々の人権が守られていない」と特に感じること（3つまで選択）

- 「特に問題だと思わない」が3割以上で最も高い
- 次いで「外国籍の人々が暮らしやすいまちづくりが進んでいない」「働く場所や能力を発揮する機会が少ない」「地域や社会で外国籍の人々への理解が十分にされていない」が2割以上



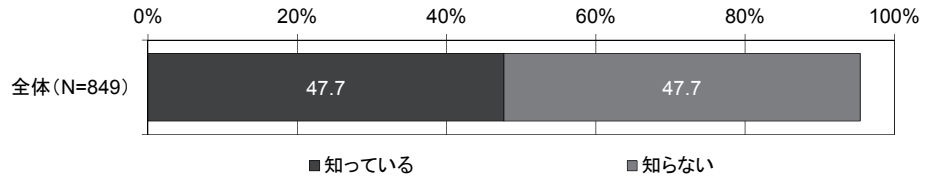
(14) 「外国籍の人々の人権が尊重されるために」特に必要だと思うこと（3つまで選択）

- 「外国籍の人々のための相談・支援体制を充実させる」「国籍にかかわらず皆と一緒に学習できる学校教育を推進する」が2割以上
- 「特に必要だと思わない」も2割以上



(15) 日本の社会に同和問題や同和地区があることを知っていますか（1つだけ選択）

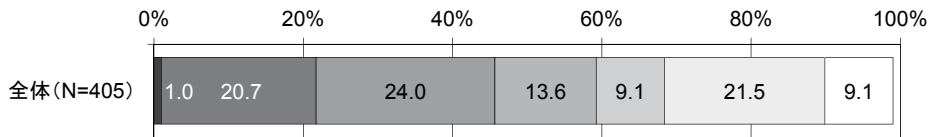
● 「知っている」と「知らない」が同値



(16) 同和問題・地区についてはじめて知ったのはいつ頃ですか
（1つだけ選択 (15)で「知っている」と回答した人 405人）

● 「小学生の頃」「中学生の頃」「20歳以上」が2割以上で同程度に高い

● 合計値「中学生の頃まで」が4割以上

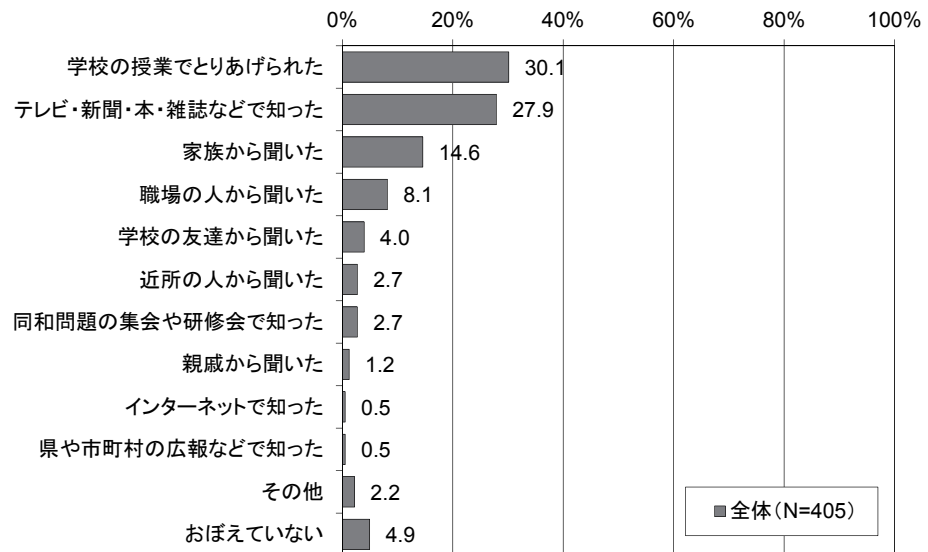


■ 小学校入学前(6歳くらいまで) ■ 小学生の頃(7～12歳くらいまで) ■ 中学生の頃(13～15歳くらいまで)
 ■ 高校生の頃(16～18歳くらいまで) ■ 高校卒業後で20歳未満の頃 □ 20歳以上
 □ おぼえていない

(17) 同和問題・地区についてはじめて知ったきっかけはどのようなことですか
（1つだけ選択 (15)で「知っている」と回答した人 405人）

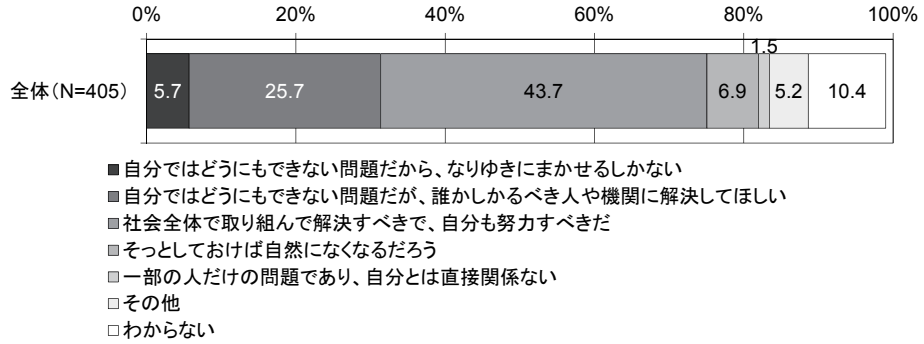
● 「学校の授業」「テレビ・新聞・本・雑誌など」が約3割で特に高い

● 次いで「家族から聞いた」が1割以上



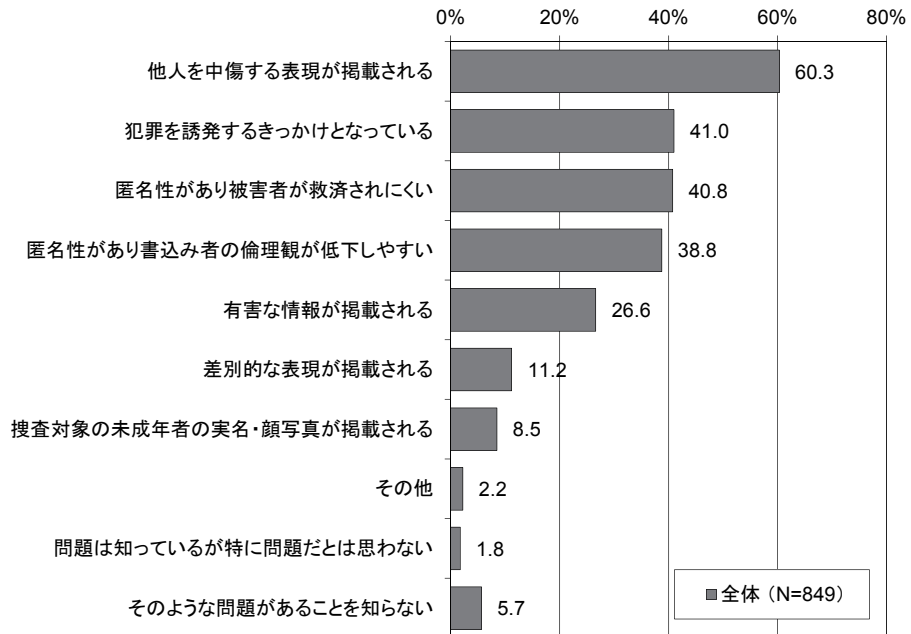
(18) 同和問題・地区についてどのように考えますか
(1つだけ選択 (15)で「知っている」と回答した人 405人)

- 「社会全体で取り組んで解決すべきで、自分も努力すべきだ」が4割以上で最も高い
- 次いで「自分ではどうにもできない問題だが、誰かしかるべき人や機関に解決してほしい」が2割以上



(19) 「インターネットを介した人権侵害」について、特にどのようなことが問題だと思えますか
(3つまで選択)

- 「他人を中傷する表現が掲載される」が6割以上で特に高い
- 次いで「犯罪を誘発するきっかけとなっている」「匿名性があり被害者が救済されにくい」「匿名性があり書き込み者の倫理観が低下しやすい」が約4割
- 「問題があることを知らない」は1割未満



2 市民意識調査から示される現状と課題

● 人権問題に関心を持ち、理解を深める

人権問題全般について見てみると、障がい者、子ども、女性、高齢者の人権問題への関心が比較的高い一方、刑を終えて出所した人、新潟水俣病被害者、性同一性障がい者、外国籍の人々、ホームレス、同和地区出身者、アイヌの人々の人権問題、人身取引に関する人権問題、性的指向を理由とする人権侵害への関心はいずれも比較的低くなっています。

身近な人権問題への関心を高めるだけでなく、さまざまな人権問題に関心を持ち、その現状を知り、正しく理解することが課題です。

● 日常の中に存在する人権侵害を改めて考える

「自分の人権が守られていない」と思ったことのある人は約3割となっており、その内容は、「うわさやかげ口、悪口を言われた」が最も多く、5割以上を占めています。

日常の暮らしの中で、多くの人々が人権の侵害を実感しているという現状を重く受け止める必要があります。また、暮らしの中の何気ない言動について改めて考え、互いの人権を尊重しあえる地域づくりの基礎とすることが課題です。

● 市民の前向きな意向を最大限に生かす

「今よりもさらに人権が守られる社会づくりのために、自ら考え、行動したい」と思う人は6割以上を占めており、多くの市民が自ら人権問題に取り組む意向をもっていることが示されています。

自ら考え、行動したいという多くの市民の前向きな意向を最大限に生かし、地域や社会全体の動きにつなげる実践的な取組が課題です。

● 人権問題それぞれの特性を把握し、計画的に取り組む

さまざまな人権問題について、具体的に市民がどのようなことを問題と考え、さらにどのようなことが必要だと感じているのかについて全体を見てみると、人権問題それぞれに固有のことで、複数の問題に共通することがあることが分かります。

まず固有の問題について特徴的な分野を見てみると、女性の人権では、性別を理由とした固定的な役割分担意識や職場における待遇の違いなどが大きな問題と考えられています。また、仕事と家事・育児・介護等の両立、いわゆるワーク・ライフ・バランスの推進が強く求められています。

子どもの人権では、家族による養育放棄や虐待、子ども同士のいじめなどが大きな問題と考えられています。また、家族の信頼関係の構築や子どもたちへの人権教育の推進が求められています。

外国籍の人々の人権では、「特に問題だと思わない」や「特に必要だと思わない」という人の割合が比較的高く、市民の関心が低いことがうかがえます。

次に共通する問題について見てみると、高齢者、障がい者、外国籍の人々の人権では、働く場所や能力を発揮する機会、地域や社会の理解などが比較的大きな問題と考えられており、働く機会の確保や相談・支援体制の充実等が求められています。

それぞれの人権問題の特性や共通点を把握し、家庭、学校、地域、職域など、場面や機会ごとに効果的な人権教育・啓発を検討し、計画的に取り組むことが課題です。

● 年代の差に寄り添い、前向きな意向を生かす

同和問題や同和地区の存在を知っている人と知らない人は同じ割合でした。また、知っている人の4割以上が、中学生の頃までには知っていたとしており、知ったきっかけは学校の授業、テレビや新聞などのメディアとした人がそれぞれ約3割と特に多くなっています。しかし、これらの状況は年代による差が大きく、若い世代への学校教育における同和教育の成果がうかがえる一方、それより高い年代との認知度、知った時期やそのきっかけなどに違いが見られます。

同和問題や同和地区については、いずれの年代も「社会全体で取り組んで解決すべきで、自分も努力すべきだ」と考える人が最も多くなっており、知った時期やそのきっかけにかかわらず、自ら前向きに取り組む意向を持つ人が多いということが示されています。

学校教育における取組の成果を踏まえ、さらなる推進を図るとともに、年代によって問題と接してきた環境が大きく異なることを念頭に、市民の正しい理解を促す情報の提供が必要です。また、取組に前向きな市民が年代にかかわらず多いという状況を最大限に生かすことが課題です。

被害者にも加害者にもならないための人権教育・啓発

インターネットを介した人権侵害について見てみると、他人を中傷する表現の掲載を問題と考える人が最も多く、約6割となっています。

インターネットを介した人権侵害について、被害者にも加害者にもならないよう、使い方のルールやマナーに関する教育・啓発が必要です。

また、被害を受けた場合に適切な対応や解決を図るための体制づくりが課題です。

第3章 あらゆる場面や機会での計画の推進について

1 人権教育の現状と課題

人権教育は、地域の実情を踏まえつつ、家庭、学校、地域、職場などのさまざまな場面や機会において、学校教育や社会教育を通じた教育活動として推進される必要があります。

南魚沼市では、すべての世代がさまざまな人権問題について知り、正しく理解できるように、世代を通じた人権教育を行っています。

学校教育では、子どもたちの発達段階に応じ、学校教育活動全体を通して人権尊重の意識を高め、一人一人を大切に教育の充実を図っています。

しかし、依然として、いじめ、不登校、体罰などの人権問題が存在しています。また、学校教育の担い手である教職員の人権に対する理解の状況、指導方法や内容などに学校や個人による差が見られ、人権教育の質に差が生じることが考えられます。すべての子どもたちが質の高い人権教育を受けられるようにすることが課題です。また、保護者や地域住民を含め、地域全体での理解と協力が必要です。

社会教育では、生涯学習の視点に立ち、すべての世代のライフサイクルにおける多様な教育活動を展開することを通して、人権尊重の意識を高める教育の充実を図っています。

しかし、市民意識調査によると、障がい者、女性、子ども、高齢者など比較的身近な人権問題への関心が高い一方で、外国籍の人々、同和問題などの人権問題に対しては関心が低く、関心や認知、理解の状況に偏りがあることがうかがえます。無関心や知らないことは人権侵害の助長につながりかねません。身近な人権問題だけでなく、さまざまな人権問題について、市民一人一人が関心を持ち、理解を深め、それぞれが人権問題で悩んだり、判断を迷ったりした時に正しい認識で助けあい、影響しあえる市民と組織を育てることが課題です。

2 人権啓発の現状と課題

人権啓発は、市民一人一人が人権を尊重することの重要性を認識し、正しい理解と行動を促すために、より市民が受け入れやすいものとなるように行われる必要があります。

南魚沼市では、市民が人権について考え、行動するきっかけとなり、地域全体で人権意識の向上が図られるよう、日常生活のさまざまな場面や機会において人権啓発を行っています。

具体的には、法務大臣が委嘱する民間のボランティアである人権擁護委員を各地域に配置するとともに、国や県等の関係機関と連携して、さまざまな取組を行っています。現在、南魚沼市では12名の人権擁護委員がおり、人権に関する講演会の開催、「人権なんでも相談所」の開設、「SOS ミニレター[※]」、各学校・施設の訪問、中学生一日人権擁護委員など、「人権の種をまく」活動を行っています。市では、これらの情報を広報紙やホームページ等に掲載し、人権に関する相談対応や啓発活動を推進しています。市民意識調査によると、さまざまな人権課題に対する相談・支援体制の充実が求められおり、このような体制のさらなる充実が課題です。また、高齢者や外国籍の人々などへの情報の伝え方も課題です。

雇用の場では、採用時や待遇、昇進・昇給などさまざまな場面における人権侵害が問題となることがあり、地域社会の構成員である企業や事業所に対する人権啓発活動が必要です。また、インターネットの普及により、匿名性を悪用した深刻な人権侵害が問題となっており、個人の名誉やプライバシーの保護、正しい判断や望ましい態度などについて理解を深めることが課題です。

※ SOS ミニレター：学校の教師や保護者にも相談できない子どもの悩みごとを把握し、学校及び関係機関と連携を図りながら、子どもをめぐるさまざまな人権問題を解決するために児童・生徒に配布するもの。専用の便箋兼封筒を使用して郵便ポストに投函すると、最寄りの法務局・地方法務局に直接届き、人権擁護委員や法務局職員が、児童・生徒の希望する連絡方法（手紙・電話）で返事をする仕組み。

3 人権教育・啓発の施策と基本的方向

● 学校において

子どもたち一人一人が尊重され、豊かな人間性等の「生きる力」を育む中で、さまざまな人権問題に関する正しい理解を深め、差別や偏見をしない・許さない感性を育めるよう、人権尊重の精神に基づく学校、学級づくりの推進に努めます。

また、教職員の人権問題、同和教育に対する理解を深め、質の高い人権教育を実践する意欲と指導力の向上が図られるよう、人権に関する研修機会の充実に努めます。

● 社会において

市民一人一人が互いの人権を尊重し、行動できる社会の実現を目指して、公民館、図書館等の社会教育施設を中心として、地域の実情に応じた、人権に関する多様な学習機会の充実に努めます。また、学校教育との連携を図りながら、多様な参加・体験型の交流活動を推進します。

さらに、人権教育・啓発の担い手となる自主グループの育成や主体的活動の支援を推進します。

● 家庭において

子育ての第一義的責任を有する保護者が、正しい人権意識を持ち、各家庭が良好な信頼関係の中で子どもたちの思いやりの心を育めるよう、学校教育と社会教育が連携・協働して、家庭の教育力向上のための機会を活用し、人権に関する学習機会や情報の提供に努めます。

● 地域において

市民一人一人が、地域社会の中で互いの人権を尊重し、安全に安心して暮らし続けられるよう、各地域の自治組織、保育園・幼稚園や学校、家庭などと連携・協働して、地域の実情に応じた人権教育・啓発の機会充実に努めます。

また、地域の公民館や地区センターなどの拠点施設を活用し、多様な年代がさまざまな人権課題について学習・交流できる機会の提供に努めます。

● 企業・事業者等への啓発

性別、年齢、国籍などの違いや障がいの有無などによる、雇用の場での採用時や賃金・昇進などの格差、セクシュアルハラスメント^{※1}やパワーハラスメント^{※2}などの人権侵害の防止と解消のために、関係機関・団体と連携を図りながら指導と啓発に努めるとともに、人権啓発に積極的な企業・事業者を支援します。

また、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」において「人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者」に位置づけられる医療・福祉関係者、消防・警察職員、マスメディア関係者などに対しては、国や県などと連携して人権教育・啓発に努めます。

● 市職員への教育

市職員一人一人が、基本的人権の尊重を深く理解し、人権に対するあらゆる差別や偏見から市民を守り、その解消に努められるよう、人権に関する研修機会の充実を図ります。

また、市民を先導する立場としての自覚を持ち、人権問題の意識向上と啓発に努めます。

● 市民への教育・啓発

すべての市民が、さまざまな人権問題を自分自身の課題と認識し、その解決に向けて自ら考え、行動できるよう、あらゆる場面や機会を通じて人権教育・啓発活動に努めます。

また、南魚沼市には、四季を通して多くの人が訪れます。性別、年齢、国籍や思想・文化の違い、障がいの有無などにかかわらず、「ここに来てよかった」「また来たい」「暮らしてみたい」と思われる市となるため、市民一人一人の「おもてなし」精神の醸成と人権感覚の育成を図ります。

※1 セクシュアルハラスメント：性的嫌がらせ。相手の意に反した性的な発言や行動、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な噂の流布、性的な冗談やからかいなど。労働の場では、このような行為を拒否したことで解雇、降格、減給などの不利益を受けたり、性的な言動が行われることで職場環境が悪化し、労働者の能力の発揮に大きな悪影響を生じさせる行為。

※2 パワーハラスメント：同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えたり職場環境を悪化させる行為。

相談への対応

市民がいつでも安心して相談できるよう、窓口の一元化の検討を含めた利用しやすい相談窓口の整備に取り組むとともに、市職員の人権教育を積極的に推進し、相談者それぞれの事情を思いやり、迅速に対応できるよう、人材育成に努めます。

また、人権問題に関するあらゆる相談に対応できるよう、関係機関・団体と密接な連携・協力を図り、迅速かつ的確に対応できる体制づくりに取り組みます。さらに、相談者の個人情報保護しつつ相談内容や対応方法等の情報を蓄積・分析し、再発防止や啓発活動、担当職員の育成と資質向上に努めます。

地域組織等との連携・協働

市民に身近な地域において、より実践的な人権教育・啓発を推進するとともに、災害等非常時においても人権に配慮した適切な対応と支えあいができるよう、各地域の自治組織との連携・協働や自主的、主体的な活動の支援を推進します。

また、市内や地域には、NPO等の民間団体が人権教育・啓発にかかわる各分野で活動を行っています。このような活動は、効果的な人権教育・啓発を行う上で今後ますます重要になると考えられることから、これらの団体との情報交換や連携・協働の体制強化を図ります。また、市民の自主的、主体的な活動を支援するとともに、人材や活動団体の育成に努めます。

第4章 各分野における計画の推進

1 女性の人権

現状

男女の平等は日本国憲法に明記され、法制の上でも男女平等の原則が確立されています。しかし、「男は仕事、女は家庭」というような男女の役割を固定的に捉える考え方が依然根強く残っており、家庭、職場、地域などにおけるさまざまな男女差別の原因となっています。また、夫やパートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV）※）や性犯罪など、女性の人権が著しく侵害される問題が起きています。

国は、1985（昭和60）年の「女性差別撤廃条約」批准を経て、1999（平成11）年に「男女共同参画社会基本法」を施行し、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置づけました。2000（平成12）年にはその実現に向けた「男女共同参画基本計画」を策定し、「DV防止法」「次世代育成支援対策推進法」の制定や「育児・介護休業法」「男女雇用機会均等法」の改正などを経て2010（平成22）年に「第3次男女共同参画基本計画」を策定しました。

県は、2002（平成14）年に「新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例」を制定し、2006（平成18）年に「新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」を策定しました。

本市では、2006（平成18）年に市民組織「南魚沼市男女共同参画推進市民会議」と、市職員による「南魚沼市男女共同参画庁内推進会議」を設立し、この2つの会議を両輪に、市民と市職員に対する意識啓発などを中心とした積極的な活動を続けています。2012（平成24）年には「第二次南魚沼市男女共同参画基本計画」を策定し、「性別にかかわらず男女が共に社会のあらゆる分野に参画し、共に責任を担い、誰もが個性と能力を発揮し、生涯住みたい」と思える市を目指した取組を進めています。

市民意識調査によると、女性の人権が守られていないと特に感じることについて、「固定的な役割分担を押しつけられる」が4割以上と高くなっており、市民それぞれの意識とそれに基づく行動に要因があると考えられます。「職場における待遇が男性と違う」も約4割と高く、労働環境にも要因があると考えられます。

女性の人権が尊重されるために特に必要だと思うことについては、男女ともに「仕事と家庭・育児・介護などの両立ができる環境をつくる」が7割以上で突出して高く、社会の仕組みの転換が求められています。

課題

- 家庭、学校、地域、職場など、さまざまな場面に残る、性別による固定的な役割分担意識とそれに基づく言動について、市民や企業・事業者等への男女平等意識の啓発をさらに推進することが必要です。
- 官民が一体となって、女性の能力が適正に評価され、仕事と家庭・育児・介護等との両立を支える環境づくりを進め、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進することが必要です。
- ドメスティック・バイオレンス（DV）や性犯罪、ストーカー行為などの女性に対するあらゆる暴力の防止、さまざまな場面でのセクシュアルハラスメントを防止するとともに、被害を受けた場合の保護や自立を支援する体制づくりが必要で
- 地域活動や経済活動など、あらゆる場における方針決定への女性の参画を促すことが必要です。

推進のための考え方と方策

◆「第2次南魚沼市男女共同参画基本計画」に基づく施策推進

計画に基づき、4つの基本目標を掲げ施策を推進します。

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた意識づくり

家庭や地域社会における意識改革、学校教育や生涯学習における教育・学習の推進

基本目標Ⅱ 仕事と生活の調和のとれたまちづくり

介護や子育てにおける意識改革や支援制度の充実、雇用・労働・職場環境の整備

基本目標Ⅲ 男女の人権が尊重されるまちづくり

暴力の根絶、出産にかかわる社会環境の整備、生涯を通じた健康づくりへの支援

基本目標Ⅳ 男女が共に参画する活力あるまちづくり

高齢者・障がい者等への自立支援、市民と行政の協働、防災における男女共同参画の推進

◆あらゆる場面における男女平等意識の啓発推進

家庭、学校、地域、職場など、市民の生涯にわたるあらゆる場面において、男女平等意識を啓発する機会の提供を支援します。

※ ドメスティック・バイオレンス（DV）：配偶者やパートナーなど親密な関係にある、またはあった人から振るわれる暴力。身体的な暴力だけでなく、怒鳴る・無視する・生活費をわたさないなどの精神的な暴力や、望まない性行為を強要するなどの性的な暴力も含む。

2 子どもの人権

現状

子どもたちを地域全体で見守り、育む社会づくりが進められている一方、子ども同士でのいじめや暴力、教職員等の指導者による体罰、家族による虐待や育児放棄など、子どもたちの人権が侵害される問題が起きています。また、子どもたちが性犯罪や性的搾取などの被害に遭う事件が後を絶ちません。

国は、子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることを目的として1989（平成元）年に国連総会において採択された「児童の権利条約」を1994（平成6）年に批准しました。そして、この条約の理念を基本に、子どもの人権が尊重される社会づくりを推進しています。また、子どもたちのいじめの防止や早期発見を図るため、2013（平成25）年に「いじめ防止対策推進法」を施行し、国、県、市町村、学校や教職員、保護者それぞれの責務を明示しています。不登校や暴力行為等への対応については、各学校が校長を中心にした全教職員での協力体制によって学校運営を図る必要があるとし、スクールカウンセラー等による教育相談体制の充実、学校と他の関係機関・団体との連携による子どもたちや家庭教育への支援等を推進しています。

県は、県立教育センターや教育事務所による教育相談、スクールカウンセラー等の配置、各学校による校内指導体制の確立、いじめ防止のための学習プログラムや啓発運動に取り組んでいます。また、「いじめ防止対策推進法」の施行に伴い、いじめ防止等の体制整備を推進しています。

本市では、2010（平成22）年に「子そだて 親そだち レインボー・プラン（南魚沼市次世代育成支援行動計画）」を策定し、「生まれてくれてありがとう 育ててくれてありがとう のまちづくり」をテーマとする、地域全体で子どもを育む社会づくりを推進しています。また、2011（平成23）年に「南魚沼市教育基本計画」を策定し、学校、家庭、地域、行政の4つの組織が連携していじめの根絶や人権教育の推進を図ることを取組の大きな柱の一つとして掲げています。2013（平成25）年には市立総合支援学校を開校し、障がいの有無にかかわらず、すべての子どもたちが安心して教育を受けられる環境づくりに努めています。

市民意識調査によると、子どもの人権が守られていないと特に感じることについて、「家族が面倒をみなかったり、無視、虐待をする」「子ども同士での暴力、仲間はずし、無視などのいじめがある」の2項目が4割以上と高くなっています。また、子どもの人権が尊重されるために特に必要だと思うことについて、「家族が良好な信頼関係を築く」「他者への思いやりの心を育む教育を推進する」の2項目が5割以上で特に高くなっています。

課題

- 子どもやその家庭を地域全体で守り、支える体制づくりが必要です。
- 子どもの発達段階に応じた思いやりの心を育む教育を、体系的に推進することが必要です。
- 大人が社会教育、企業活動など、日常生活のあらゆる場面で子どもの人権について理解を深め、意識の向上が図られるよう促すことが必要です。
- 虐待やいじめを未然に防ぐとともに、起きた場合には状況を速やかに把握し、深刻化する前に対応することが必要です。
- 子どもたちが性犯罪や性的搾取の被害に遭わないよう、地域全体で見守る体制づくりが必要です。

推進のための考え方と方策

◆「南魚沼市次世代育成支援行動計画」に基づく施策推進

「すべての子どもと家庭への支援」を基本理念とする行動計画に基づき、地域全体で子どもを育むまちづくりを推進します。

◆子どもの発達に応じた人権教育の推進

保育園・幼稚園や学校、家庭や地域の中で、人権問題に関する正しい理解が促され、思いやりの心を育むことができるよう、子どもの発達段階に応じた体系的・継続的な人権教育を推進します。

◆子どもの人権に関する啓発活動の推進

子ども一人一人が、権利の主体者として人権尊重されるよう、すべての市民を対象とした啓発活動を、さまざまな機会を通して推進します。

◆いじめに対する取組の推進

学校教育や社会教育等の機会を通じ、いじめの根絶を目指します。また、子ども一人一人に適切な対応が図られるよう、関係者の連携強化に努めます。

◆子どもの人権侵害に対する適切な対応

虐待や体罰について、児童相談所、警察署、医師会、民生委員児童委員協議会、人権擁護委員協議会、教育委員会等で組織される「南魚沼市要保護児童対策地域協議会」を活用し、早期発見と適切な対応に努めます。

◆教職員の資質や指導力の向上

教職員に対する研修等に加え、より現状に即した対応が図られるよう、家庭や地域と交流する場面や機会を充実させ、人権教育についての理解と認識を深めるとともに、資質や指導力の向上を図ります。

3 高齢者の人権

現状

少子高齢化が進行する中、高齢者が自らの豊かな経験と知識を生かし、いきいきと地域で暮らし続けるためのさまざまな方策が講じられています。しかし、高齢者の自立を妨げる雇用の場での差別や、医療・介護の場における身体的・精神的虐待、家族による虐待、財産権の侵害^{*1}など、高齢者の人権が侵害される問題が起きています。

国は、1995（平成7）年に高齢社会への対策を総合的に進めるために「高齢社会対策基本法」、2006（平成18）年に高齢者の尊厳を守る上で虐待を防止することが重要であるとして、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」を施行しました。また、高齢者の心身の健康と生活安定のために必要な措置を講じることを目的とする「老人福祉法」を2012（平成24）年に改正し、市町村に市民後見人^{*2}の養成努力義務が課されるようになりました。災害対策のための「災害対策基本法」も2013（平成25）年に改正し、避難時に特に配慮を要する高齢者等の安全確保について定めています。

本市の高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は2012（平成24）年に26.6%となっており、全国値24.2%よりも2.4ポイント高く、県値27.2%や県内市部平均値27.1%よりも若干低い状況となっています^{*3}。また、国勢調査によると、本市の高齢者がいる世帯数は2010（平成22）年に総世帯数の過半数（52.0%）を占めています。

このような中、高齢者それぞれの体力や考え方によって、働き続ける、地域の中心的な役割を担う、文化や伝統を継承するなど、その暮らし方が多様化しています。年齢にかかわらず、さまざまな暮らし方を認めあい、地域の活力として互いを生かせるまちづくりが必要です。

本市では、2012（平成24）年に第5期となる「南魚沼市高齢者福祉計画」及び「南魚沼市介護保険事業計画」を策定し、「高齢者の自立と心豊かな生活を地域で支えあうまち」を基本理念として、すべての市民が生涯を地域で安心して過ごすことができる地域完結型のまちづくりの実現を目指しています。また、2009（平成21）年に学識経験者や医療・保健・福祉関係者、認知症家族会関係者等で構成される「南魚沼市認知症等地域支援体制推進会議」を設置し、地域における認知症及び高齢者虐待の予防、早期発見、ケア等を行う人材、拠点等の地域資源のネットワークづくりを推進しています。

市民意識調査によると、高齢者の人権が守られていないと特に感じることに
ついて、「高齢者が働く場所や能力を発揮する機会が少ない」「介護の制度やサー
ビスが行きとどかない」「高齢者を邪魔にしたり、意見や行動が尊重されない」
の3項目がいずれも約3割と高くなっています。また、高齢者の人権が尊重され
るために特に必要だと思うことについて、「高齢者自身やその家族のための相談・
支援体制を充実させる」「介護の制度やサービス、緊急時の体制を整える」の2項
目が約4割で特に高くなっています。

課題

- 高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を安心して維持できるよう、地域全体
で支えあう体制づくりが必要です。
- 高齢者の人権について理解を深め、虐待、財産権の侵害等の人権侵害を未然に
防止するとともに、被害を受けた場合の保護や自立を支援する体制づくりが必
要です。
- 高齢者の経験や知識を生かせる仕組みづくりが必要です。
- 医療・介護サービスにおいて、質的向上だけでなく、高齢者の人権が尊重され、
高齢者もその家族も安心してサービスを受けられる体制づくりやそのための人
材育成が必要です。
- 認知症や障がいなどで判断能力が不十分な高齢者の財産や暮らしを守るため、
成年後見制度を必要とする高齢者が確実に利用できる体制づくりが必要です。
- 災害時に自力で避難することが困難な高齢者が滞りなく避難できるよう、関係
機関・団体と地域が連携した支援体制づくりが必要です。
- 必要な情報が確実に提供できるよう、高齢者それぞれの状況に応じた情報提供
が必要です。

※1 財産権の侵害：家族や第三者による財産の不正利用、悪質な訪問販売や悪徳商法など。

※2 市民後見人：市民による後見人。今後、成年後見制度の需要増加に対応するために、弁護士などの専門職
による専門職後見人に合わせ、市民後見人の取組みが期待され、人材の育成が必要となっている。成年後
見制度は、認知症、知的障害、精神障害などにより物事を判断する能力が十分でない人の財産や権利を守り、
適切な介護などのサービスが受けられるよう法律的に保護し、支援する制度。家庭裁判所によって成
年後見人等を選ぶ法定後見制度と、本人に十分な判断力があるうちに自ら任意で成年後見人を選ぶ任意後
見制度の2つがある。

※3 「高齢者の現況」（平成24年10月時 新潟県）より。南魚沼市高齢化率は30市町村中6番目に低い。

推進のための考え方と方策

◆「南魚沼市高齢者福祉計画」に基づく施策推進

「高齢者の自立と心豊かな生活を地域で支えあうまち」を基本理念とする計画に基づき、高齢者の課題に地域全体で取り組むまちづくりを推進します。

◆高齢者の人権に関する啓発活動の推進

高齢者に対する差別や偏見、虐待、財産権の侵害などの人権課題について、すべての市民を対象とする啓発活動を、さまざまな機会を通して推進します。

◆相談体制の充実

高齢者やその家族が利用しやすい相談体制の充実を図ります。

◆高齢者の雇用・社会参加の促進

高齢者の経験や知識、技能を生かす仕組みをつくとともに、地域の高齢者団体の支援と連携を図り、雇用と社会参加を促進します。

◆高齢者の学習機会の充実

年齢にかかわらず、生涯を通じて自由に学び、地域でいきいきと暮らし続けられるよう、学習機会の充実を図ります。

◆高齢者福祉に関するサービスの充実

「介護保険事業計画」に基づく施策を推進し、高齢者とその家族が地域で安心して暮らし続けられるよう、高齢者福祉サービスを充実させます。

◆高齢者福祉の現場での人権教育の推進・人材の育成

高齢者福祉を担う医療や介護等の現場における人権教育を推進するとともに、人材の育成を図ります。

◆市民後見人養成の検討

老人福祉法の改正を受け、成年後見制度の需要増加に対応するため、分野を横断した専門相談機関の設置や市民後見人養成の取組を検討します。

◆避難支援体制の充実

災害対策基本法の改正^{*}を受け、避難に支援を必要とする高齢者等の名簿を作成し、地域と関係機関・団体が連携して避難支援活動ができる体制づくりに取り組みます。

◆高齢者への情報提供の充実

必要な情報が確実に提供できるよう、高齢者それぞれの状況に応じた情報提供の方法と機会の充実に努めます。

※ 災害対策基本法の改正：住民等の円滑かつ安全な避難の確保のため、災害時の避難に特に配慮を要する高齢者や障がい者について名簿を作成し、本人からの同意を得て消防、民生委員等の関係者にあらかじめ情報提供するなど、必要な個人情報を利用できることとなった。

4 障がい者の人権

現状

障がいの有無や種類にかかわらず、誰もが暮らしやすい社会づくりを目指し、さまざまな取組が進められています。しかし、障がいを理由とする雇用の場での不利な状況、賃貸住宅への入居拒否など、障がい者の自立と社会参加を妨げ、人権が侵害される問題が起きています。

国は、1993（平成5）年に「障害者対策に関する新長期計画」、1995（平成7）年に「障害者プラン」を策定し、「障害のある人も地域の中で普通の暮らしができる社会に」というノーマライゼーションを基本理念の一つとする障がい者施策を進めています。さらに、2002（平成14）年には「障害者基本計画」を策定し、障がいの有無にかかわらず、誰もが互いに尊重し、支えあう共生社会の実現を目指しています。また、2004（平成16）年に「発達障害者支援法」が成立し、発達障がいの早期発見や、学校教育等の場における発達障がいのある子どもの支援などを図っています。2012（平成24）年には「障害者虐待防止法」を施行し、障がい者に対する虐待の未然防止や早期発見などを図っています。2013（平成25）年には「障害者雇用促進法」の改正で、障がい者雇用の義務（法定雇用率）を引き上げ、さらなる雇用促進を図っています。また、2013（平成25）年には障がいを理由とする差別の解消を推進し、互いが尊重しあいながら共生する社会の実現に資することを目的とする「障害者差別解消法」を公布し、2016（平成28）年の施行に向けた準備を進めています。災害対策については、「災害対策基本法」を2013（平成25）年に改正し、避難時に特に配慮を要する障がい者等の安全確保について定めています。

本市における障害者手帳所持者数は、2011（平成23）年に3,221人となっており、総人口の5.3%を占めています。また、障がい者数は増加傾向にあり、重度化、重複化が進んでいます。このような状況を背景に、2012（平成24）年に第2期となる「南魚沼市障がい者計画」及び第3期となる「南魚沼市障がい福祉計画」を策定し、「障がい者の自立と皆でつくる共生社会」を基本理念として、障がいのある人の自己選択と自己決定を尊重し、障がいのある人もない人も対等に、社会の一員として責任を分かちあえる社会の実現を目指しています。

また、学校教育においては2013（平成25）年に市立総合支援学校を開校し、障がいの有無にかかわらず、すべての子どもたちが安心して教育を受けられる環境づくりに努めています。

しかし、これらの計画策定に先立って 2011（平成 23）年に実施した障がい福祉サービスのニーズ調査※では、「障がいのために、不愉快な思いをした経験」のある人の割合は 50.3%、「障がい児・者に対する理解」について、「ある程度進んでいるもののまだ不十分である」と考える人は 52.7%となっており、いずれも過半数を占めています。また、現在働いている人を含め、今後も働きたいと考える障がい者は過半数（55.3%）、悩み事や困り事の相談について「家族や親族」とする人は 6 割以上（63.4%）を占めています。

本市ではこのような状況を受け、ハローワーク南魚沼や障がい者就労事業所との連携、障がい者就職面接会等の就労促進事業への支援を行うとともに、「障害者雇用促進法」の改正を踏まえ、市内企業への積極的な働きかけを行うなど、障がい者雇用の促進を図っています。また、「障害者差別解消法」の施行に備え、準備を進めています。

市民意識調査によると、障がい者の人権が守られていないと特に感じることに
ついて、「障がい者が働く場所や能力を発揮する機会が少なく、待遇が不利な
ことが多い」が 5 割以上で特に高くなっています。また、障がい者の人権が尊重さ
れるために特に必要だと思うことについて、「障がい者が働く機会を確保する」
「障がい者自身やその家族のための相談・支援体制を充実させる」の 2 項目が約
4 割と特に高くなっています。

※ 障がい福祉サービスのニーズを把握するためのアンケート調査：第 2 期南魚沼市障がい者計画及び第 3 期南魚沼市障がい福祉計画に先立って 2011（平成 23）年に実施。市内在住の 64 歳以下の身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の保持者の約半数である 700 人を対象に実施。回収は 433 人（61.9%）。「障がいのために、不愉快な思いをした経験」のある人の割合は、「ある」と「ときどきある」の合算値。

● 課題


- 障がい者が経済的に自立し、地域で安定した生活を維持できるよう、障がい者一人一人の能力や適性に合った就労支援と雇用促進が必要です。
- 障がい者の人権について理解を深め、虐待、財産権の侵害等の人権侵害を未然に防止するとともに、被害を受けた場合の保護や自立を支援する体制づくりが必要です。
- 障がい者本人だけでなくその家族のための相談及び支援体制の充実が必要です。
- 障がいの有無にかかわらず、ともに学び、互いを尊重する心を子どもたちが育めるよう、保育施設や学校等での障がいのある子どもたちの受け入れ体制の充実や、人権教育の推進が必要です。
- 障がいの有無にかかわらず、暮らしと活動を楽しめる地域づくりとその基礎となる社会基盤整備が必要です。
- 成年後見制度を必要とする障がい者が確実に利用できる体制づくりが必要です。
- 災害時に自力で避難することが困難な障がい者が滞りなく避難できるよう、関係機関・団体や地域が連携した支援体制づくりが必要です。

南魚沼市・湯沢町・魚沼市の民間企業および南魚沼市役所の障がい者雇用の状況

	法定雇用 対象企業数	障がい者 雇用数	雇用率	達成 企業数	達成 企業率
2013（平成25）年度	67	182人	1.89%	43	64.2%
2012（平成24）年度	51	146人	1.70%	31	60.8%

南魚沼市役所 2013（平成25）年度	法定雇用率 2.3%	障がい者雇用率 2.78%
------------------------	------------	---------------

・ハローワーク南魚沼調べ。障害者雇用促進法による法定雇用対象企業は2012年度までは従業員数56人以上であったが、法改正により2013年度から従業員数50人以上になった。そのため、市内の法定雇用対象企業数も増えている。また、この法改正によって法定雇用率も引き上げられ、民間企業では1.8%→2.0%、国・地方公共団体では2.0%→2.3%となっている。「障がい者雇用数」は身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の計で、短時間労働以外の重度身体障がい者、重度知的障がい者については法律上1人を2人に相当するものとして集計し、重度以外の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者で短時間労働の場合には1人を0.5人に相当するものとして集計している。そのため、実際の雇用人数とは異なる。

 推進のための考え方と方策

◆「南魚沼市障がい者計画」に基づく施策推進

「障がい者の自立と皆でつくる共生社会」を基本理念とする計画に基づき、障がいの有無にかかわらず、ともに生きる社会づくりに取り組みます。

◆障がい者の就労支援

障がい者それぞれの状況に合わせた就労ができるよう、通所作業所の支援やハローワークとの連携、市内民間企業等への働きかけなどに取り組みます。

◆障がい者の人権に関する啓発活動の推進

障がい者に対する差別や偏見、虐待、財産権の侵害などの人権侵害について、すべての市民を対象とする啓発活動を、さまざまな機会を通して推進します。

◆相談体制の充実

障がい者やその家族が利用しやすい相談体制の充実を図ります。

◆ともに学び、互いを尊重しあえる学校教育の推進

障がいのある子どもたちの教育環境の充実を図ります。また、障がいの有無にかかわらず、ともに学ぶ喜びをすべての子どもたちが享受できる学校教育を推進します。

◆障がい有無にかかわらず暮らしやすい社会基盤の整備推進

障がいの有無にかかわらず、すべての市民が等しく社会にかかわり、ともに地域で暮らし続けられるよう、啓発と社会基盤の整備を推進します。

◆障がい福祉に関するサービスの充実

「障がい福祉計画」に基づく施策を推進し、障がい者が地域で安心して暮らし続けられるよう、障がい者福祉サービスの充実を図ります。

◆障がい福祉の現場での人権教育の推進・人材の育成

障がい福祉の現場などにおける職員の人権教育と人材の育成を図ります。

◆市民後見人養成の検討

成年後見制度の需要を把握し、分野を横断した専門相談機関の設置や市民後見人養成の取組を検討します。

◆避難支援体制の充実

「災害対策基本法」の改正を受け、避難に支援を必要とする障がい者の名簿を作成し、地域と関係機関・団体が連携して避難支援活動ができる体制づくりに取り組みます。

5 外国籍の人々の人権

現状

日本の在留外国人数は、2012（平成24）年12月末現在203万人以上、入国する外国人数は713万人以上となっています*。今後も日本に在留・入国する外国籍の人々の数は長期的に増加し、国際交流の場や、住民とともに地域づくりに携わる機会が増えると考えられます。しかし、賃貸住宅への入居や公衆浴場での入場の拒否など、言語や宗教、生活習慣の違いや、誤った認識によって外国籍の人々の人権が侵害される問題が起きています。

国は、外国籍の人々への差別や偏見の解消を目指した啓発活動を行うとともに、全国の8か所の法務局・地方法務局において「外国人のための人権相談所」を開設し、外国籍の人々からの人権相談に対応しています。また、外国籍の住民の利便増進と行政サービスの合理化を図るため、外国人登録制度を廃止し、2012（平成24）年7月9日から新たな在留管理制度を導入しました。これによって、3か月を超えて適法に滞在する外国籍の人々は、日本人と同様に住民基本台帳に登録されるようになりました。

本市では、2013（平成25）年6月末現在、外国籍の人々の人口は661人となっています。総人口に占める割合は1%を超えており、県内では比較的高い割合となっています。市内に立地する国際大学では、さまざまな国や地域の人々が学んでおり、大学内に拠点を置く「うおぬま国際交流協会」は、市民と外国籍の人々との国際交流の拠点となっています。また、旧塩沢町から姉妹都市盟約を引き継いだノルウェー王国リレハンメル、オーストリア共和国セルデン、ニュージーランド国アシュバートンの3つの都市との国際交流を行っています。

市民意識調査によると、外国籍の人々の人権が守られていないと特に感じることについて、「特に問題だと思わない」が3割以上で最も高くなっています。また、外国籍の人々の人権が尊重されるために特に必要だと思わないことについては、高い値の項目が見られず、「外国籍の人々のための相談・支援体制を充実させる」「国籍にかかわらず皆が一緒に学習できる学校教育を推進する」「特に必要だと思わない」の3項目が2割以上で同程度に比較的高くなっています。外国籍の人々の人権問題について、あまり認識されておらず、具体的なイメージが持たれにくくなっていることがうかがえます。

* 日本の在留外国人数・入国外国人数：法務省入国管理局調べ。

課題

- 互いの文化や生活習慣の違いを理解し、ともに尊重しあえる関係を築くために、問題の認知と、正しい理解を促すことが必要です。
- 外国籍の人々の相談及び支援体制の充実が必要です。
- 国際交流などに携わる関係機関・団体との連携を強化することが必要です。
- 在留資格のないまま日本に滞在する外国籍の人々の相談対応及び支援について、関係機関・団体との連携を強化することが必要です。

推進のための考え方と方策

◆外国籍の人々の人権に関する啓発活動の推進

互いの文化や生活習慣の違いを理解し、尊重しあえるよう、相互交流の機会と情報の提供を図ります。

◆支援体制の充実

外国籍の人々が安心して暮らせるよう、外国語での相談対応や情報の提供などの支援体制の充実を図ります。

◆諸団体等との連携の強化

国際交流や、外国籍の人々の生活支援を行う諸団体の支援を進め、連携を強化します。

◆国際大学との連携

外国籍の人々が直面している問題や課題を理解するとともに、外国籍の人々の意見を施策に生かすため、さまざまな国や地域の人々が通う国際大学との連携を強化します。

◆在留資格の有無にかかわらず外国籍の人々の支援

在留資格の有無にかかわらず、市内で暮らす外国籍の人々の人権が侵害されることのないよう、関係機関・団体との連携を強化し、支援などの対応を図ります。

6 同和問題

現状

同和問題は、日本社会の歴史的な過程で形作られた、日本固有の人権問題です。一部の人々が、これによって長い間、社会、経済、文化的に不自由な状態に置かれることを強いられ、雇用の場や結婚、日常生活などさまざまな場面や機会において人権侵害を受けてきました。現在でも、このような差別や偏見が根強く残っており、大きな人権問題となっています。

国は、この問題の解決に向け、1965（昭和40）年に出された同和対策審議会答申を受け、1969（昭和44）年に「同和対策事業特別措置法」を制定し、その後33年間にわたって対象地域の住民の社会的、経済的地位の向上と、差別意識の解消に向けた教育と啓発を推進してきました。

県内の教育現場では、差別的な発言等の問題が発生するたびに、関係する行政機関・教育委員会や関係団体等がその実態を把握し、原因究明と再発防止に取り組んでいます。

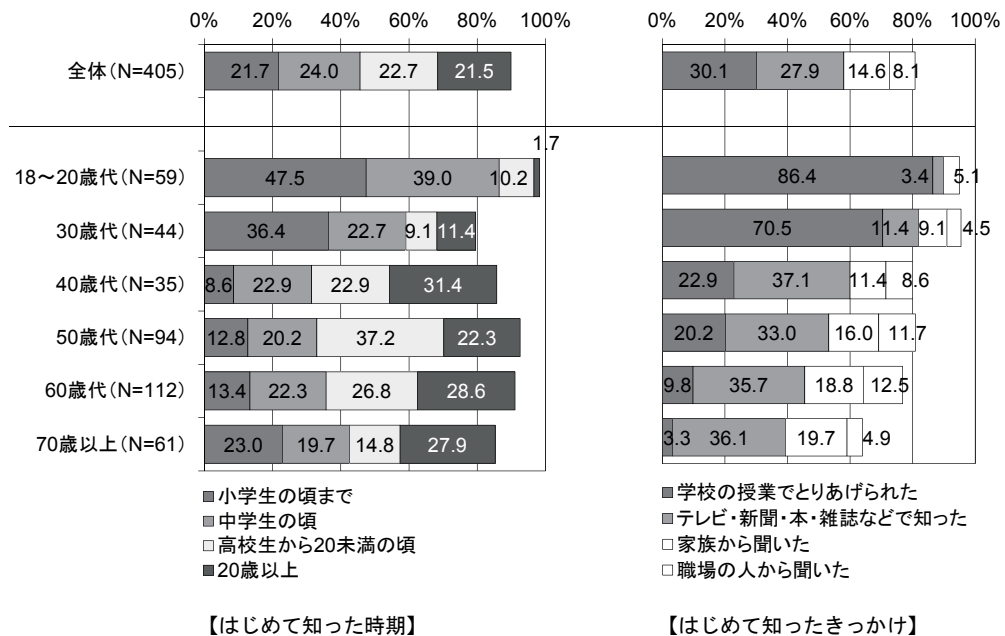
本市においても高校教育の現場での差別的な発言が問題化したことがあり、その折には市による徹底的な調査が行われました。このようなことを踏まえ、市として、より迅速な対応と再発防止に努めています。

学校教育においては、児童や生徒に対する教育だけでなく、教職員の理解と認識を深め、実践への意欲や指導力の向上を図るよう、研修の充実に努めています。社会教育においては、公民館などを中心として、同和問題について各種講演会や研修会などを開催しています。

その他、諸問題に対しては関係機関・団体と連携し、同和問題への正しい認識の啓発を推進し、トラブル解消・防止に努めています。

市民意識調査によると、日本の社会に同和問題や同和地区があることを知っている人と、知らない人は同じ割合となっています。「知っている人」に同和問題・地区についてはじめて知った時期とそのきっかけを聞いたところ、30歳代以下の比較的若い世代は「小学生や中学生の頃」に「学校の授業で」、40歳代以上は「20歳以上」になってから「テレビ・新聞・本・雑誌などで」知った人の割合がそれぞれ比較的高いなど、年代によって違いが見られます。また、同和問題・地区についてどのように考えるかについて、「社会全体で取り組んで解決すべきで、自分も努力すべきだ」と考える人が4割以上で最も高くなっています。

同和問題について「寝た子を起こすな」※という考え方をする人がいます。市民意識調査でも「そっとしておけば自然になくなるだろう」と考える人が約7%とわずかですが存在します。このようなことについて先述の同和对策審議会答申は、「同和問題はそのまま放置しておけば社会進化にともない、いつとはなく解消すると主張することに同意できない」と明記しています。



市民意識調査「同和問題・地区についてはじめて知った時期・きっかけ」
 (日本の社会に同和問題や同和地区があることを「知っている」と回答した場合限定)

※ 「寝た子を起こすな」：「同和問題はそっとしておけば自然に解決するのだから、何も知らない人にわざわざ知らせる(学習させる)必要などない」とする考え方の比喩として使われる表現。

課題

- 学校教育における取組をさらに進め、正しく理解し、自ら行動できる子どもたちを育てることが必要です。
- 無関心や誤った理解が同和問題の解決を妨げる大きな要因となることを認識し、正しい理解と、解決のための行動を促すことが必要です。
- 社会教育において、特に大人が、同和問題への正しい理解を深め、すべての世代が認識を共有して、ともに解決に取り組める地域をつくる必要があります。
- 差別的な発言等の問題が発生した場合の迅速な対応と原因の究明、再発防止を図るための、関係機関・団体のきめ細かな連携が必要です。

● 推進のための考え方と方策

◆同和問題の解決に向けたすべての市民への教育・啓発の推進

すべての市民が自分の問題として同和問題を正しく理解できる教育の機会や情報の提供を推進します。

◆市職員・教職員をはじめとする関係機関・団体職員の資質向上の推進

同和問題解決のための行政課題を把握し、課題の解決に向けた取組を推進します。また、人権教育に関する研修の実施、関連研修会等への積極的な参加による正しい知識の習得に努めます。

◆同和問題の解決に向けた学校教育・家庭教育の推進

正しい理解と行動ができる子どもたちを育てる学校教育を推進するとともに、日々の生活で実践する家庭教育を支援します。そのために、子どもたちだけでなく、教育に携わる大人たち、子どもたちを育む家族や地域の正しい理解と行動を促す取組を推進します。

◆同和問題の解決に取り組む企業・団体への支援の推進

研修等により同和問題の解決や正しい知識の習得に取り組む企業・団体への情報提供など、積極的な支援を推進します。

◆相談体制の充実と周知の推進

人権侵害について安心して相談できる体制の充実と、その周知を推進します。

7 インターネットを介した人権侵害

現状

インターネットの普及により、私たちの生活は多くの場面でたいへん便利になりました。しかし、その一方で、匿名性や情報の受発信の容易さから、個人の名誉やプライバシーの侵害、差別の助長など、さまざまな問題が発生しています。また、インターネット上に公開された情報は完全に削除することが困難であるため、他人の人権を将来にわたって侵害するおそれがあり、インターネットを介した人権侵害は今後さらに大きな問題となることが懸念されます。

国は、インターネットを介した人権侵害を防ぐための啓発活動や、人権侵害が起きた場合への対応、インターネットなどを介した子どもたちのいじめ等への対応を進めています。また、子どもたちが安心してインターネットを利用できる環境づくりのために、2009（平成21）年に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」を施行しました。2002（平成14）年にはプロバイダ等の自主的な対応を促進するため、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」を施行しました。

本市では、学校教育において、児童や生徒に対して有害情報の遮断やメールの使い方などの情報モラル教育を行うとともに、保護者に対しても啓発活動を行っています。社会教育においては、公民館などを中心として、インターネットの利用方法や情報モラルなどについて各種講演会や研修会などを開催しています。また、市ではインターネットを通じて得た情報の扱いと管理について「南魚沼市情報セキュリティポリシー」及び「南魚沼市教育用情報ネットワークシステムに関するガイドライン」に基づく厳格な対応を行っています。

市民意識調査によると、インターネットを介した人権侵害について問題だと思うことについて、「他人を中傷する表現が掲載される」が6割以上で特に高くなっています。また、「犯罪を誘発するきっかけとなっている」「書き込み者が匿名であることが多く、被害者が救済されにくい」「書き込みが匿名で行われることが多いため、書き込み者の倫理観が低下しやすい」の3項目も約4割と高くなっています。

課題

- インターネットを利用したやり取りでは、互いの表情が分からないため、受け取る相手の気持ちを十分に考えた表現（文字）としなければなりません。画面の向こうに、自分と同様に人権のある他者の存在を意識できる教育が必要です。
- 学校教育において、子どもたちへの情報モラル教育をさらに推進するとともに、子どもたちにとって有害な情報を遮断する体制づくりが必要です。
- 社会教育において、情報モラルに関する教育・啓発を推進することが必要です。
- プロバイダ等のインターネット関連事業者や警察等の関係機関・団体との連携による、悪質な人権侵害の監視や改善指導を推進することが必要です。

推進のための考え方と方策

◆ 情報モラルに関する正しい知識を深めるための啓発推進

インターネットの仕組みを踏まえ、個人の名誉やプライバシーの侵害がもたらす人権侵害を正しく理解し、自らの行動に反映できるよう、さまざまな機会を通じて啓発を推進します。

◆ 学校教育・家庭教育における情報モラル教育の推進

子どもたちの情報モラル教育を学校教育の中で行います。また、PTA 等と連携しながら、家庭における正しい情報モラル理解のための支援を推進します。

◆ 子どもたちを有害な情報から守る取組の推進

子どもたちを有害な情報から守るために、家庭や地域の大人たちの、インターネットの危険性に対する認識を高める取組を推進します。

◆ 関連事業者や警察等の関係機関・団体との連携

警察等の関係機関・団体と連携して、インターネットを介した人権侵害の早期発見を図るとともに、インターネット接続事業者に対し、プロバイダ責任制限法の趣旨を踏まえた人権侵害の防止についての迅速な措置を要請します。

8 感染症患者等の人権

現状

エイズ（後天性免疫不全症候群）※1やハンセン病※2などの感染症に対する正しい知識と理解を進める取組が進められているものの、いまだ十分とは言えない状況にあります。感染症についての誤った認識や思い込みなどにより、これらの感染症にかかった患者や元患者、その家族等に対する差別や偏見、プライバシーの侵害等の人権問題が起きています。

国は、1999（平成11）年に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」、2009（平成21）年「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」を施行するなど、感染症にかかった患者や元患者、その家族等に対する差別や偏見の解消を目指した啓発活動を行っています。

本市では、関係機関・団体と連携し、学校教育や社会教育などを通じ、エイズやハンセン病などに対する正しい知識の普及と差別や偏見をなくすため、生命の尊厳や人権尊重を基盤とした教育の推進や啓発に取り組んできました。

市民意識調査によると、関心がある人権問題について、「感染症患者等（HIV感染者、ハンセン病患者等）の人権」は2割程度で、比較的低くなっています。感染症患者等の人権問題について、あまり関心が持たれておらず、具体的なイメージが持たれにくくなっていることがうかがえます。

※1 エイズ（後天性免疫不全症候群）：エイズは、HIV（ヒト免疫不全ウイルス Human Immunodeficiency Virus）に感染することによっておこる病気。HIV感染＝エイズということではない。HIV感染後、自覚症状のない時期が数年続き、さらに進行すると、免疫力が低下し、本来なら自分の力で抑えることのできる病気などを発症するようになる。代表的な23の指標となる疾患が決められており、これらを発症した時点でエイズ発症と診断される。現在はさまざまな治療薬があり、きちんと服用することによりエイズ発症を予防することが可能になっている。なお、HIVは感染力が弱く、性的接触に留意すれば、日常生活で感染する可能性はほとんどない。

※2 ハンセン病：らい菌という細菌による感染症で、感染し発病することは稀。日本において感染源になる人はほとんどいない。遺伝はしない。また、万一発病しても、現在では治療方法が確立しており、適切な治療によって治癒する。

課題

- 病気に対する無関心や誤った理解が差別や偏見を助長することを認識し、正しい理解を促す必要があります。
- 感染症患者等の安全で安心な生活を支援するとともに、国や県をはじめとする関係機関・団体と連携して、感染症患者等の相談に的確に対応する必要があります。

推進のための考え方と方策

◆ 感染症に関する正しい知識を深めるための啓発推進

すべての市民が問題への関心と医学的な正しい知識を深められるよう、国・県等との連携により、情報提供と啓発を推進します。また、学校教育において、児童や生徒の発達段階に応じた教育を行い、正しい知識の普及を図ります。

◆ 相談対応・生活支援の推進

感染症患者等やその家族が安心して地域で暮らし続けられるよう、利用しやすい相談体制の充実と、生活支援を推進します。

◆ 医療機関との連携

平成27年に開院が予定される魚沼基幹病院や市立病院をはじめとする医療機関との連携を強化し、人権に配慮した医療体制の整備を図ります。

9 犯罪被害者やその家族の人権

現状

犯罪被害者やその家族は、犯罪そのものやその後遺症によって精神的、肉体的、経済的等のさまざまな面で苦しめられるだけでなく、心ない中傷やうわさ等による名誉棄損や、プライバシーの侵害などの人権問題が起きています。

国は、2004（平成16）年に「犯罪被害者等基本法」を制定し、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会を実現させるための施策を推進しています。また、同法に基づき、2005（平成17）年に「犯罪被害者等基本計画」、2011（平成23）年には計画期間を5か年とする、「第二次犯罪被害者等基本計画」を策定しました。

本市では、2008（平成20）年に第2期となる「南魚沼市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」を制定し、市民が安全で安心な生活を送ることができる地域社会の実現を図っています。また、この条例に基づき、犯罪被害者やその家族、遺族の権利利益の保護を図るため、国や他の地方公共団体等と連携し、相談体制の整備など、犯罪被害者等を支援するための施策を推進しています。

市民意識調査によると、関心がある人権問題について、「犯罪被害者やその家族の人権」は約3割で比較的低くなっています。犯罪被害者やその家族の人権問題について、あまり関心が持たれておらず、具体的なイメージが持たれにくくなっていることがうかがえます。

課題

- 無関心や誤った認識が差別や偏見等を助長することを認識し、正しい理解を促すことが必要です。
- 個人の名誉やプライバシーを侵害するような二次的被害の苦しみについて理解するための教育・啓発をさらに推進し、犯罪被害者やその家族の権利と利益を保護することが必要です。
- 特に子どもが犯罪被害者やその家族である場合、一次的被害からの回復と二次的被害の防止のために、子どもやその家族を地域全体で守り、支える体制づくりが必要です。
- 犯罪被害者やその家族と接する機会の多い検察・警察職員や保護観察官、市職員、支援団体職員等が適切な対応をとれるよう、教育訓練を十分に行うことが必要です。

推進のための考え方と方策

◆犯罪被害者やその家族の人権に関する啓発活動の推進

犯罪被害者やその家族を思いやり、人権に配慮できるよう、情報の提供と啓発を推進します。

◆犯罪の二次的被害に関して理解を深める教育の推進

犯罪の二次的被害について理解し、そのような人権侵害を防ぐための教育と啓発を推進します。

◆相談・支援体制の充実

犯罪被害者やその家族の人権侵害について、安心して相談やカウンセリングなどが受けられるような支援体制の整備を推進します。また、犯罪被害者と接する市職員や警察関係者等による適切な対応が図られるよう、十分な教育訓練を行います。

◆支援団体との連携

犯罪被害者やその家族の立場に立った取組を推進するため、国、県、警察、民間の関係機関・団体等により組織された新潟県被害者支援連絡協議会との連携を強化します。また、犯罪被害者やその家族の支援に取り組む民間団体の活動を支援します。

10 北朝鮮により拉致された被害者の人権

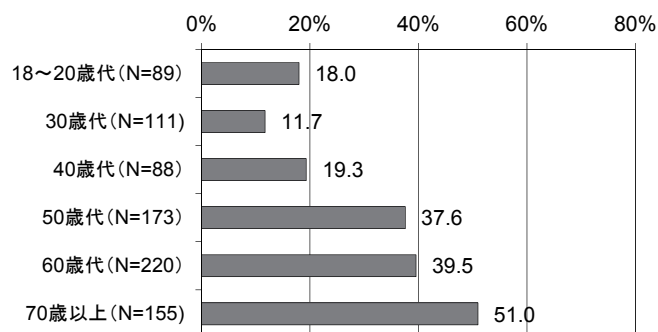
現状

北朝鮮当局による日本人の拉致は、日本に対する主権侵害であり、国民の生命にかかわる重大な人権侵害です。

国は、2012（平成24）年までに、北朝鮮当局による拉致被害者として17名を認定していますが、この他にも拉致された可能性を排除できない事案があるとの認識のもと、捜査・調査を進めています。2006（平成18）年施行の「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」では、拉致問題に関する啓発について、国と地方公共団体がともに努めることを定めています。また、2011（平成23）年には、「北朝鮮当局による拉致問題等」を閣議決定により「人権教育・啓発に関する基本計画」の人権課題の一つとして新たに追加しました。

拉致問題の解決には、国の取組を後押しする国民世論の高まりが重要です。本市では、この重要性を踏まえ、学校教育や社会教育におけるさまざまな機会啓発活動に取り組んでいます。

市民意識調査によると、関心がある人権問題について、「北朝鮮により拉致された被害者の人権」は約3割にとどまり、特に若い世代で関心がある割合が低くなっています。



市民意識調査「どのような人権問題に関心がありますか」
 （年代別「北朝鮮により拉致された被害者の人権」への回答割合）

● 課題

- 問題を過去のものとして風化させることのないよう、拉致問題に関心を持ち、認識を深められるよう促す必要があります。
- 拉致被害者の家族会等の活動の支援と連携が必要です。

● 推進のための考え方と方策

◆拉致問題に関する学校教育・社会教育の推進

問題への関心と認識を深められるよう、学校教育や社会教育を通じた情報提供と啓発を推進します。

◆諸団体等への支援と連携

関係する諸団体への支援を推進するとともに、市民への情報提供や啓発に関しての連携を図ります。

11 その他さまざまな人権

これまでに掲げたもの以外にも、さまざまな人権をめぐる問題・課題があります。しかし、市民意識調査によると、現時点では関心があまり持たれていないものが見られます。誰もが互いの人権を尊重しあえる社会をつくるため、これまであまり関心が持たれてこなかったさまざまな人権についても正しく理解し、行動できるよう、一層の取組を推進する必要があります。

アイヌの人々の人権

現状と課題

アイヌの人々は、日本列島北部から北海道に先住し、固有の言語や文化を持っています。しかし、近世以降のいわゆる同化政策などにより、固有の文化の保存と伝承が難しくなっています。また、アイヌの人々への理解が十分にされているとは言えず、雇用や結婚などにおける偏見や差別が依然として存在しています。

アイヌの文化や人々に対する理解と認識を深めるための教育・啓発が課題です。

刑を終えて出所した人の人権

現状と課題

刑を終えて出所した人や執行猶予の判決を受けた人、さらにその家族に対する差別や偏見は根強く、本人の更生意欲にかかわらず、雇用や結婚、住居の確保が困難な場合があるなど、社会復帰や社会参加の大きな妨げとなっています。

刑を終えて出所した人の円滑な社会復帰には、本人の謝罪や被害回復に向けた努力、強い更正意欲に併せて、地域社会の理解と協力が課題です。また、刑を終えて出所した人に対する差別や偏見を解消するための教育・啓発とともに、本人が自立するための支援を進めることが課題です。

性的志向を理由とする人権侵害

現状と課題

性的志向とは、性的意識や恋愛感情がどのような対象に向かうのかを示す概念であり、具体的には、異性愛、同性愛、両性愛を指します。このうち同性愛者、両性愛者は少数派であるがために理解がされにくく、これを理由にした差別に苦しむ人々があります。そのため、同性愛者、両性愛者であるということの表明（カムイングアウト）がされにくく、人権侵害の実態が分かりにくくなっています。

性的指向を理由とする差別や偏見を解消するための教育・啓発とともに、日常生活におけるさまざまな問題に対する相談体制の充実が課題です。

性同一性障がい者の人権

現状と課題

性同一性障がいとは、生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（心の性）が一致しないため、社会生活に支障がある状態をいいます。からだと心の性の食い違いに悩みながら、心ない好奇の目にさらされるなど、差別に苦しむ人々があります。

国は、2004（平成16）年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」を施行し、性同一性障がい者であって、一定の条件を満たす場合には、戸籍上の性別変更ができるようになりました。しかし、同一性障がいに対する理解は十分とはいえず、根強い差別や偏見が生じています。また、先天的に身体上の性別が不明瞭であること（インターセックス）などを理由とする差別や偏見も問題となっています。

同性愛者、両性愛者なども含めて、いわゆる性的マイノリティ（少数者）の人々への差別や偏見を解消するための教育・啓発を推進し、正しい認識と理解を深め、多様な性のあり方について受け入れる社会づくりが課題です。また、性的マイノリティの人々の日常生活におけるさまざまな問題に対する相談体制の充実が課題です。

ホームレスの人権

現状と課題

著しい社会・経済情勢や雇用情勢の変化のもと、自立の意思がありながら、やむを得ない理由で野宿生活を余儀なくされている人々が嫌がらせや暴力を受けるなど、ホームレスに対する人権侵害が問題となっています。

国は2002（平成14）年に「ホームレスの自立支援等に関する特別措置法」を制定し、2003（平成15）年、同法に基づく「ホームレスの自立支援等に関する基本方針」を策定しました。

ホームレスに対する偏見や差別を解消するための教育・啓発とともに、ホームレスの相談・支援体制を充実させ、自立を積極的に促すとともに、新たにホームレスになることを未然に防止することが課題です。

人身取引に関する人権問題

現状と課題

人身取引（トラフィッキング）は、犯罪組織などが、売春や強制労働、臓器摘出などのために、暴力、脅迫、誘拐、詐欺などの強制的な手段により場所や国を移動させて人身を売買することをいいます。人身取引は、重大な犯罪行為であると同時に、被害者に深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらす重大な人権侵害です。

国は2004（平成16年）に「人身取引対策行動計画」を策定し、人身取引の防止・撲滅、被害者の保護に取り組んでいます。

人身取引に関する人権問題の存在を認識し、人身取引の撲滅と防止、被害者の保護について理解を深めることが課題です。

東日本大震災に起因する人権侵害

現状と課題

2011（平成23）年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、東北地方から関東地方の太平洋沿岸各地に大津波による壊滅的な被害をもたらしました。この大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故の影響により、多くの人々が避難生活や他地域への移住を余儀なくされています。このような中、仮設住宅等での生活において特に、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国籍の人々などへの平常時とは異なるさまざまな人権問題が起きています。また、福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の外部放出に関する根拠のない思い込みや偏見によって、避難先や移住先において差別を受けるなど、深刻な人権侵害が発生しています。

風評に惑わされない冷静な判断ができるようにするとともに、災害や放射性物質の影響について正しく理解し、災害の二次的被害として人権侵害を発生させないよう、教育・啓発を推進することが課題です。

新潟水俣病被害者の人権

現状と課題

新潟水俣病は、メチル水銀化合物に汚染された魚介類を長期間にわたって食べることによって起きる中毒性の神経系疾患であり、1965（昭和40）年に阿賀野川流域で最初に発生が確認されました。流域にある化学工場からメチル水銀を含む工場排水が阿賀野川に排出されていたことが原因であり、大きな被害をもたらしました。さらに、新潟水俣病は、健康被害をもたらしただけでなく、被害者やその家族に対する差別や偏見を生み、地域社会に深刻な人権問題をもたらしました。今なお被害者の健康被害は続いており、被害者の中には差別や偏見を恐れて病気を隠し続ける人もいます。

新潟県固有の環境問題であるとともに人権問題でもあるという認識を持ち、被害者の人権に対する理解を深める教育・啓発を推進することが課題です。

職業選択における人権侵害

現状と課題

職業選択の自由は、憲法で保障された基本的人権の一つであり、誰もが公平で公正に選考されなければなりません。また、雇用後の昇進や昇給などの待遇においても本人の能力や適性に応じた評価が行われなければなりません。

性別や年齢、出生地、家族の状況、障がいの有無など、本人の意思で変えることが困難な事項や、思想や信条など本来自由であるべき事項を理由とした職業選択における人権侵害をなくし、公正な採用選考や人事管理が行われるよう、民間企業や関係機関・団体等と連携して取り組むことが課題です。

新たな人権課題

現状と課題

情報通信技術の進展、移動交通手段の発達、市場の国際的な開放や競争など、社会・経済情勢の著しい変化は、人々の価値観や暮らし方に大きな影響を与え、従来の考え方や行動では対応が難しい新たな人権問題・課題が生まれています。また、従来から認識されていた人権問題・課題についても、より慎重な対応や新たな解決の視点が求められることが多くなっています。

そのような新たな人権問題・課題について正しく理解し、迅速な対応や情報提供、教育・啓発に努めることが必要です。そのために、国や新潟県をはじめとする関係機関や民間の活動団体などとの情報交換、連携・協力体制の強化を図ることが課題です。

第5章 計画の推進体制

1 庁内の推進体制

本計画に基づいて、人権教育及び人権啓発を総合的かつ効果的に推進するために、庁内の横断的な推進組織として「南魚沼市人権教育・啓発推進庁内会議」を設置します。

この推進組織を中心として、関係部局との連絡調整を図りながら、各種施策を積極的に推進します。また、必要に応じて人権課題ごとの専門部会や各課の市民相談窓口業務担当者等による連絡会等の組織を設置します。

南魚沼市人権教育・啓発推進庁内会議における主な担当部署

	分野区分	担当部署
1	女性の人権	企画政策課・子育て支援課
2	子どもの人権	子育て支援課・学校教育課
3	高齢者の人権	福祉課
4	障がい者の人権	福祉課
5	外国籍の人々の人権	市民課・学校教育課
6	同和問題	市民課・学校教育課・社会教育課
7	インターネットを介した人権侵害	情報管理室・学校教育課
8	感染症患者等の人権	保健課
9	犯罪被害者やその家族の人権	総務課
10	北朝鮮より拉致された被害者の人権	総務課
11	その他さまざま人権	社会教育課

2 関係機関等との連携

本計画に基づいて、人権教育及び人権啓発を総合的かつ効果的に推進するためには、市内だけでなく、国や新潟県、関係機関・団体等と連携を図ることが欠かせません。

そこで、本計画の策定組織である「南魚沼市人権教育・啓発推進計画策定委員会」を母体として、「南魚沼市人権教育・啓発推進計画推進会議」を設置し、この組織を中心に、関係機関・団体等との連携を図ります。また、必要に応じて他の関係機関や市民団体、公募市民等の委員の追加を検討します。

さらに、医療機関、警察、消防、民間企業・団体等、考え得るあらゆる分野の機関・団体との連携を検討するとともに、各機関・団体とのネットワークを構築して、その活用を図ります。

資料編

1 南魚沼市人権教育・啓発推進計画策定委員会名簿

	分野区分	委員団体名
1	人権擁護	南魚沼人権擁護委員協議会
2	子どもの人権	南魚沼市民生委員児童委員協議会
3	同和問題	部落解放同盟新潟県連合会
4	学識経験者	新潟県人権・同和センター
5	障がい者の人権	南魚沼市身体障がい者協会
6	女性の人権	南魚沼市男女共同参画推進市民会議
7	社会教育	南魚沼市社会教育委員会
8	高齢者の人権	南魚沼市老人クラブ連合会
9	外国籍の人々の人権	南魚沼アジア交流会
10	学校教育	南魚沼郡市教育振興会
11	労働関係	南魚沼公共職業安定所
12	健康福祉関係	南魚沼地域振興局健康福祉環境部
	事務局	南魚沼市 南魚沼市教育委員会
	調査支援	特定非営利活動法人 NPO ぐんま

2 計画策定の経緯

期 日	項 目	内 容
平成 24 年 12 月 3 日	第 1 回計画策定委員会	会長・副会長の選任 計画策定スケジュールについて 市民意識調査案について
平成 24 年 12 月 26 日	第 2 回計画策定委員会	県の推進基本指針について 市民意識調査案について
平成 25 年 1 月 7 日 ～ 1 月 25 日	人権に関する 市民意識調査の実施	満 18 歳以上の市民 2,000 人を対象 回収数 849 件 （回収率 42.5%）
平成 25 年 6 月 5 日	第 3 回計画策定委員会	計画策定スケジュールについて 市民意識調査の結果報告 計画の構成について
平成 26 年 2 月 28 日	第 4 回計画策定委員会	計画案の検討、修正について
平成 26 年 3 月 26 日	第 5 回計画策定委員会	計画の最終案について
平成 26 年 5 月 20 日 ～ 6 月 2 日	パブリックコメント	計画に対する意見の公募



南魚沼市人権教育・啓発推進計画

平成 26 年 6 月

発 行 南魚沼市

〒949-6696

新潟県南魚沼市六日町 180 番地 1

電話 025-773-6660（代表）／FAX025-772-3055

編 集 南魚沼市教育委員会 社会教育課